

令和元年

奈良市議会12月定例会  
提出議案

奈良市

# 目 次

奈良市報告第 62 号	使用料の徴収に関する処分等についての審査請求に係る報告について……………	1
〳 第 63 号	使用料の徴収に関する処分等についての審査請求に係る報告について……………	12
〳 第 64 号	市長専決処分の報告について……………	23
〳 第 65 号	市長専決処分の報告について……………	25
〳 第 66 号	市長専決処分の報告について……………	27
〳 第 67 号	市長専決処分の報告について……………	29
〳 第 68 号	市長専決処分の報告について……………	31
奈良市議案第 109 号	令和元年度奈良市一般会計補正予算（第 5 号）……………	33
〳 第 110 号	令和元年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	40
〳 第 111 号	令和元年度奈良市水道事業会計補正予算（第 2 号）……………	103
〳 第 112 号	令和元年度奈良市下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	123
〳 第 113 号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について……………	140
〳 第 114 号	奈良市人権文化センター条例の一部改正について……………	142
〳 第 115 号	奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	145
〳 第 116 号	奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	147
〳 第 117 号	奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について……………	148
〳 第 118 号	奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部改正について……………	149
〳 第 119 号	奈良市地域ふれあい会館条例の一部改正について……………	151
〳 第 120 号	奈良市体育施設条例の一部改正について……………	153
〳 第 121 号	奈良市営住宅条例の一部改正について……………	155
〳 第 122 号	奈良市消防団条例の一部改正について……………	157
〳 第 123 号	財産の取得の一部変更について……………	159

奈良市議案第124号	財産の取得の一部変更について……………	160
〳 第125号	公の施設の指定管理者の指定について……………	161
〳 第126号	公の施設の指定管理者の指定について……………	162
〳 第127号	公の施設の指定管理者の指定について……………	163
〳 第128号	公の施設の指定管理者の指定について……………	164
〳 第129号	公の施設の指定管理者の指定について……………	165
〳 第130号	公の施設の指定管理者の指定について……………	166
〳 第131号	公の施設の指定管理者の指定について……………	167
〳 第132号	公の施設の指定管理者の指定について……………	168
〳 第133号	公の施設の指定管理者の指定について……………	169
〳 第134号	公の施設の指定管理者の指定について……………	170
〳 第135号	公の施設の指定管理者の指定について……………	171
〳 第136号	公の施設の指定管理者の指定について……………	172
〳 第137号	公の施設の指定管理者の指定について……………	173
〳 第138号	公の施設の指定管理者の指定について……………	174
〳 第139号	公の施設の指定管理者の指定について……………	175
〳 第140号	公の施設の指定管理者の指定について……………	176
〳 第141号	公の施設の指定管理者の指定について……………	177
〳 第142号	公の施設の指定管理者の指定について……………	178
〳 第143号	公の施設の指定管理者の指定について……………	179
〳 第144号	公の施設の指定管理者の指定について……………	180
〳 第145号	公の施設の指定管理者の指定について……………	181
〳 第146号	公の施設の指定管理者の指定について……………	182
〳 第147号	公の施設の指定管理者の指定について……………	183
〳 第148号	公の施設の指定管理者の指定について……………	184
〳 第149号	公の施設の指定管理者の指定について……………	185
〳 第150号	公の施設の指定管理者の指定について……………	186
〳 第151号	公の施設の指定管理者の指定について……………	187
〳 第152号	公の施設の指定管理者の指定について……………	188
〳 第153号	公の施設の指定管理者の指定について……………	189
〳 第154号	公の施設の指定管理者の指定について……………	190

## 使用料の徴収に関する処分等についての 審査請求に係る報告について

使用料の徴収に関する処分等について行われた行政不服審査法第2条の規定による審査請求に対し、次のとおり却下したので、地方自治法第229条第4項及び第231条の3第9項の規定により報告する。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 第1 審査請求年月日

平成31年4月4日、4月9日及び4月26日

### 第2 主文

本件各審査請求を却下する。

### 第3 事実及び意見の理由

#### 1 事案の概要

処分庁は、審査請求人に対し、平成31年1月8日付けで、審査請求人が納付すべき平成30年11月分の水道料金及び下水道使用料の納入通知書を、平成31年1月31日を納期限として送付した。

処分庁は、審査請求人による、平成31年1月4日付けの、いずれも同様に本市職員による「事実の捏造」、申請権行使の妨害等の違法若しくは不当な行為又は「奈良市の償い」の不履行若しくは信義則違反を理由とするものと見られる、平成29年10月分の水道料金及び下水道使用料の支払猶予申請に対して、平成31年1月10日付けで、それぞれ不承認通知書を送付した。

処分庁は、審査請求人が平成30年10月分の水道料金・下水道使用料を納期限までに納入しなかったことから、審査請求人に対し、平成31年1月11日付けで、同年1月31日を納期限として、平成30年10月分水道料金・下水道使用料督促状を送付した。

処分庁は、審査請求人に対し、平成31年2月5日付けで、審査請求人が納付すべき平成30年12月分の水道料金及び下水道使用料の納入通知書を、平成31年2月28日を納期限として送付した。

これら本件処分等を不服として、審査請求人が本件各審査請求を提起したものである。

## 2 本件各審査請求に至る経緯

### (1) 前件裁判

審査請求人により平成13年9月18日付けでなされた平成13年度の水道料金免除申請を、処分庁が同年11月16日付けで却下（以下「13年却下」という。）したところ、審査請求人は、不服申立てを経て、奈良市を相手方として、13年却下の取消しを求める訴えを奈良地方裁判所に提起した。その後、奈良地方裁判所がこれを棄却する判決を下したところ審査請求人が大阪高等裁判所へ控訴し、大阪高等裁判所は、平成15年11月12日、13年却下が処分性を有することを前提に、奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号。以下「行手条例」という。）第8条第1項に定める、申請に対する拒否処分に当たって提示すべき理由の不備という手続上の違法があるとして、これを取り消すものとする判決を下した。そして、平成17年12月9日、奈良市による上告受理申立てを不受理とする最高裁判所の決定がなされ、13年却下の取消請求の認容判決が確定した（以下「前件裁判」という。）。

### (2) 奈良市長藤原昭（当時）による依頼

前件裁判の後、処分庁は、処分理由の記載に変更を加えた上、平成18年1月12日付けで、再度審査請求人に係る平成13年度の水道料金の減免申請を却下した。

審査請求人は、これを不服として、この却下処分の取消し、水道料金の免除承認及び慰謝料の支払を求めて審査請求を行った。

この審査請求については、申立てのうち処分の取消しを認容し、その余を棄却ないし却下するという裁決がなされたものの、その後奈良市長藤原昭（当時）から処分庁に対して、平成21年3月31日付けで、審査請求人の水道料金免除申請を承認し、審査請求人世帯への救済措置を講ずべきであるとする依頼文書が出されたこともあり、処分庁は、平成21年5月7日付けで、審査請求人に係る平成21年2月分までの水道料金の免除を承認した（以下「21年承認」という。）。

(3) 審査請求人による度重なる免除理由説明

21年承認の前後から、審査請求人は、審査請求人が支払義務を負う使用料その他の徴収金に関する事務を担当する部署等に赴き、これらの部署の管理職に対して、その異動による人員の交代がある都度、審査請求人の世帯に係る徴収金を免除すべき理由の説明を繰り返し行っていた。

その説明は、審査請求人が前件裁判における記録及び関連する経緯をまとめた大部の資料を持参し、半日程度の時間をかけてその資料を提示しつつ行われていた。

審査請求人が説明する免除理由は、「奈良市は審査請求人に対して、平成11年から、審査請求人の世帯の生活困窮という事由にもかかわらず、審査請求人に対する各種料金の減免を認めず、その料金の違法不当な取立て行為や減免措置に関する虚偽説明を繰り返してきた。これに対して審査請求人は不服申立てや訴訟により争ってきたが、奈良市は審査請求人の主張を認めず、そのためにこれらの争訟はいたずらに長期化し、そのせいで審査請求人は訴訟等の対応に注力せざるを得ず、就労の機会を喪失するなどの多大な損失を被った。前件裁判により減免措置に関する奈良市の違法性が明らかとなり、それに伴い奈良市は審査請求人に対して、従前の違法不当な取立て行為及び虚偽説明並びに減免の拒否それ自体により審査請求人に与えた、就労及び生活再建の機会の喪失等の損害を理由として、審査請求人に対する各種徴収金を免除する義務を負うこととなった。」というものである。

(4) 奈良市が審査請求人に対して多数の減免措置を講じてきたこと

審査請求人による度重なる免除理由説明を受けて、奈良市は、おおむね平成21年以降、下水道使用料、国民健康保険料及び一部負担金、健康診断費、印鑑証明及び住民票の発行手数料並びに固定資産税等について、審査請求人が毎年又は費用の発生する都度提出する、審査請求人の主張する免除理由を記載したほぼ同じ内容の理由書に基づき、支払の免除を認めてきた。

また、水道料金については、平成21年以降は、そもそも支払請求自体がなされていなかった。審査請求人は、水道料金に限らず各種料金の免除が、毎年免除申請をせずとも自動継続してなされるべきことにつき、免除を行うこと自体と同様の理由に基づく必要な措置であると説明していた。

(5) 平成29年度の措置に関する審査請求人の説明

奈良市は審査請求人に対して、平成29年6月5日付けで、今後の審査請求人に

対する各種免除措置の取扱いを他の市民と同様の基準で適正に行っていくものとする旨の通知（以下「29年通知」という。）を発した。これを受けて、審査請求人は、改めて奈良市の各部署に赴き、これまでどおりの各種の免除措置を講じるべきことを主張し、その理由として、これまで審査請求人が各部署に対して繰り返してきた説明に加え、「前件裁判の結果奈良市は審査請求人に対して損害賠償責任を負うこととなったが、その賠償額は、当時の生活保護の基準額に照らして、おおむね2000万円ほどにも上るものである。そして、審査請求人と奈良市とが、この奈良市の違法行為に対する「償い」の方法について協議を継続した結果、審査請求人が奈良市に対してこの「償い」に係る国家賠償請求訴訟を提起しないことと引換えに、審査請求人及びその世帯員が奈良市に対して支払うべき公租公課、使用料及び手数料その他の金銭負担につき、今後審査請求人及びその世帯員が存命の限り免除されるものとの合意が成立した。」ということを述べ立てた。この主張内容が、本件各審査請求に至るまで審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」及びそれに関する合意に当たるものである。

これらの主張を行うために審査請求人が奈良市の各部署に赴く頻度は、時期的な偏りはあるものの、多いときには連日の場合を含め週に複数回となることもあり、説明及び応対の1回当たりの時間は、数十分から、5時間程度に及ぶこともあった。

また、この説明及び応対の際に、録音等の記録を行うことや、既に奈良市職員らが説明を尽くした後にも審査請求人が対応を強要するなどして対応が長時間に及ぶ場合に、対応を打ち切り審査請求人の退席を求めるなどのやりとりについて、審査請求人と奈良市職員との間で対立が生じる場面も多くあった。

(6) 本件処分等に先んじてなされた処分及び審査請求

処分庁は、審査請求人が平成29年4月18日付けで行った平成29年度下水道使用料免除申請を受けて、平成29年6月27日、審査請求人に対し平成29年度下水道使用料免除不承認処分を行ったが、審査請求人はこれを不服として同処分及び同処分の日以降に行われた水道料金・下水道使用料納入通知・督促処分の取消し等を求めて、同年9月26日に審査請求（以下「前件審査請求」という。）を行った。

前件審査請求については、弁明書、反論書及び再反論書の提出並びに口頭意見陳述の実施等の審理手続を経て、平成30年6月28日、棄却裁決がなされた。

その後、審査請求人は、平成30年7月10日に平成30年度固定資産税免除不承認処分の取消し又は変更を求める審査請求を行ったことを皮切りに、水道料金・下水道使用料督促処分、固定資産税督促処分及び証明書手数料免除不承認処分についての審査請求等、本件各審査請求に係る審理手続の終結時点に至るまで（平成30年7月10日から令和元年7月23日までの間）に、審査庁に対して、57件の審査請求を提起している。これらのうちには、処分庁が平成30年4月26日に行った、平成30年度下水道使用料免除不承認処分（以下「30年処分」という。）の取消し又は変更を求める審査請求（平成30年度第6号請求）も含まれている。

以上の他、審査請求人は、奈良市長が行った介護保険料免除申請不承認処分及び国民健康保険料免除申請不承認処分等の介護保険料及び国民健康保険料に係る処分について、奈良県に対して、多数の審査請求を行っている。

これらの審査請求における審査請求人の主張は、上述の「奈良市の償い」及びそれに関する合意の成立を主たる理由とするものである他、審査請求人の意に沿った対応を行わなかった職員の氏名を摘示し、誹謗中傷を重ねて個人攻撃を加えるという点についても、後述する本件各審査請求における審査請求人の主張と同様のものであった。

### 3 審査請求人の主張の要旨

30年処分は、処分庁に属する特定の無知無能な職員による事実の捏造という犯罪的行為、並びにそれらの悪党、極悪人に加担する他の特定職員の暴挙・妄動、及び同じくそれらの悪党、極悪人に隷属する偽善者である他の特定職員による審査請求人の欺罔といった、ヤクザ組織と化した奈良市による審査請求人の権利侵害となる犯罪的行為により、「奈良市の償い」及びこれに基づく合意を無視してなされた違法なものであり、かつ行手条例第8条第1項の定めにより申請に対する拒否処分にあって求められる処分理由の提示がなされていないという点でも違法であって、したがって30年処分の後続処分である本件処分等も違法なものである。

また、水道料金支払猶予申請不承認処分及び下水道使用料支払猶予申請不承認処分については、それ自体行手条例第8条第1項に定める理由の提示がなされていない違法がある。

### 4 処分庁の主張の要旨

#### (1) 本案前の主張



審査請求人の主張は、何ら正当な根拠に基づくものではなく、また処分庁職員らを誹謗中傷する不当なものでもあり、さらには審査請求人が本件各審査請求と同様の審査請求を大量かつ執拗に反復提起し、既に多数の棄却又は却下裁決がなされていることや、審査請求人の職員に対する誹謗中傷等の行為について奈良市不当要求行為等審査会により不当要求として認定され、審査請求人に対して警告書が送付されているといった状況に鑑みると、本件各審査請求の本案に係る審理手続を行うことは、本来の住民福祉に傾注されるべき職員の公務を妨げ、職員に対する誹謗中傷を許すのみで有害無益であることから、本件各審査請求は審査請求権の濫用であって、審査請求の利益を欠くものとして、却下されるべきである。

なお、水道料金債権は私法上の契約である給水契約によって発生する私債権であって、これに関する処分性は認められないことから、水道処分等は審査請求の対象とならず、本件各審査請求のうち、水道処分等を対象とするものについては当然に却下されるべきである。

## (2) 本案の主張

30年処分は何ら違法なものではないが、仮に違法であったとしても、それによって平成30年度分下水道使用料を免除する効果が発生するものではないから、下水道処分等の効果に影響するものではない。

また、下水道使用料支払猶予申請不承認処分については、根拠規定を特定して不承認の理由を具体的に記載しており、行手条例第8条第1項に違反するものではない。

したがって、審査請求人の主張は失当であり、下水道処分等は根拠規定に基づき適正になされており何ら違法な点はない。

## 5 本件各審査請求の争点

### (1) 本案前の争点

#### ア 審査請求権の濫用

本件各審査請求が審査請求権の濫用にあたり、不適法なものとなるかが争点となる。

#### イ 水道処分等の処分性の有無

水道処分等に処分性が認められ、審査請求の対象となり得るかが争点となる。

### (2) 本案の争点

#### ア 水道処分等の違法性

水道処分等に対する審査請求が適法なものである場合には、21年承認の効力により現在に至るまで審査請求人について水道料金の免除が認められるかが争点となる。

#### イ 下水道処分等の違法性

下水道処分等に対する審査請求が適法なものである場合には、30年処分の違法性が下水道処分等の効力に影響し得るか、影響し得るとした場合に30年処分が違法といえるか、また行手条例第8条第1項に定める理由の提示がなされているかその他下水道処分等自体の違法事由が存在するかが争点となる。

### 6 争点についての判断

#### (1) 本案前の争点

##### ア 審査請求権の濫用

権利濫用の禁止（民法（明治29年法律第89号）第1条第3項）は、法律上の権利又は権限の行使一般について妥当する法原則であり、行政に対する市民の権利行使に関しても当てはまるものであるから、形式的には法令上の根拠を有する申請・請求その他の行為としてなされたものであっても、本来の趣旨目的に反し、社会的相当性を逸脱するような場合については、違法なものとなり得る。

そのため、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）に基づく審査請求についても、適式な審査請求申立の形をとっていたとしても、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保といった行服法の目的（行服法第1条第1項）に資するものでないか、又は資するところが著しく乏しいことが明らかであり、審査請求に仮託して正当な行政行為の妨害や特定職員の誹謗中傷を行うこと等の不当な目的又は態様によりなされたものである場合には、行服法の趣旨に鑑みて当該審査請求を認めることにより得られる利益と害される利益も考慮の上、審査請求を認めることにより却って公益を害し、行服法の趣旨に反することとなるときには、当該審査請求は審査請求権の濫用に該当する不適法なものとして却下されるべきものと言える。

審査請求人は、21年承認がなされた後、29年通知が発出されるまでの間、審査請求人が支払義務を負う各種の徴収金の収納事務を担当する部署を始め、処分庁及び奈良市の多数の部署を訪れ、長時間にわたって各部署の管理職員らに対

応を強制し、一連の審査請求において審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」の基礎となる事実に基づき審査請求人に対する徴収金の免除等の特別の措置を講ずべきことを説明し、それに応じさせてきた。

29年通知以降は、処分庁及び奈良市において、審査請求人から長時間にわたる対応の強制その他の不当な要求を受けたとしても、各種徴収金の減免について審査請求人を特別扱いせず、他の市民と同様の基準で減免に関する判断を行うこととされ、「奈良市の償い」に類する理由による徴収金免除が認められなくなったため、審査請求人による自己に有利な取扱いを求めての処分庁・奈良市の訪問と職員らへの対応要求はより頻繁になった。

また、それらの訪問及び対応要求の際には、「奈良市の償い」に基づき徴収金の免除等の措置を講ずべきことを執拗に求めるだけでなく、審査請求人による各種徴収金の免除申請を不承認とする等、審査請求人による要求について審査請求人の意に沿わない対応をとった職員個人に対して、審査請求人は、罵声を浴びせ誹謗中傷を加えるなど執拗に個人攻撃を繰り返し、当該職員らが審査請求人にそのような不当な言動を止めるよう求め、又は対応を拒否し若しくは打ち切ろうとした際等に、当該職員らを撮影するなどしていた。

上述の通り、本件各審査請求は、審査請求人により繰り返し行われている、「奈良市の償い」を理由とする各種徴収金の免除、不徴収又は徴収猶予を不承認とされたことについての57件にも上る審査請求の一つとしてなされたものであり、それら審査請求と、「奈良市の償い」が市長の特に認めるものとして徴収金の免除等の特別の理由となるかという争点を同じくするものである。

これらの57件の審査請求のうち（前件審査請求については、平成30年6月28日）平成30年度第5号請求及び第7号請求については平成31年3月25日、平成30年度第6号請求については平成31年4月24日、それぞれ棄却裁決が、平成30年度第8号、9号及び11号請求については平成31年4月24日に一部却下一部棄却裁決が、審査請求人による反論書等の書面の提出及び口頭意見陳述を経た上で各々なされている。そして、平成30年度第15号請求については平成31年3月28日、平成30年度第13号及び14号請求については平成31年4月24日、平成30年度第16号及び18号ないし20号請求については令和元年6月3日、平成30年度第17号請求については令和元年6月5

日、平成30年度第22号ないし38号、40号及び41号請求については令和元年8月7日に、それぞれ却下裁決がなされている。

加えて、平成30年度第39号請求については、既に審理手続が終結し、令和元年7月26日、審査請求を却下することを相当とする審理員意見書が提出されている。

以上の本件各審査請求に関する事実関係からすると、審査請求人の主張の実質として解し得る「奈良市の償い」及びこれに係る合意は、前件審査請求を含め審査請求人が提起する多数の審査請求における主張と共通し、なおかつ前件審査請求以前の事実に係るものであって、本件各審査請求において新たな主張・証拠が提出されたわけでもなく、その他前件審査請求からの争点の判断に関わる事情の変更も存しないことが明らかである。そうすると、本件各審査請求については、既に棄却された前件審査請求において審査庁の判断が示された争点について、実質的に同一の主張を繰り返すものに過ぎず、前件審査請求後に審理に影響し得る事情の変更が生じたとも認められないことから、本件各審査請求に係る審理を行うことによって、国民の権利利益の救済、行政の適正な運営の確保又は住民福祉の増進に資するところは無い。

そして、本件各審査請求書の記載は、審査請求人の意向に従わない職員を誹謗中傷し、自らの利益となる行為を要求するものであって、先行する審査請求の審理手続における審査請求人の言動からしても、本件各審査請求を含む審査請求人により提起された多数の審査請求は、審査請求人が21年承認以降、その中でも特に29年通知の発出後において繰り返し行ってきた不当要求ないし不当要求類似行為と実質的に同一であり、それらの行為の一環としてなされたこともまた明らかであるから、正当な目的・態様によるものとは全く認められない。

さらには、審査請求人は、本件各審査請求書についての補正を求める質問書（以下「本件補正質問」という。）により十分な余裕をもって補正の機会を付与されたにもかかわらずこれに応じることなく、加えて執拗に反復継続される審査請求人の不当要求ないし不当要求類似行為の態様に鑑みても、補正の見込みも無いものと判断せざるを得ない。

このように審査請求人による不当要求ないし不当要求類似行為の一環としてなされる本件各審査請求その他の審査請求について、これらを通常の審査請求と同

様に取り扱って審理手続を進めることは、処分庁・審査庁にとって本来の業務を  
圧迫し、それらの業務を通じて守られるべき市民の利益が損なわれることが不可  
避となる他、審査請求の形式さえ取れば、不当要求に類する行為の対応を処分  
庁・審査庁に強いることを許容する結果となり、行政の適正な執行を害するとい  
う不利益も伴い、却って国民の権利利益の救済・住民福祉の増進に反する事態を  
生じるものである。

これに対し、本件各審査請求を正当なものとして取り扱うことによって得られ  
る客観的な利益は、審査請求人の正当な権利利益の保護も含め、何ら存するもの  
とは認められない。

また、救済本位の観点から、行服法の運用に当たって審査請求人の立場に配慮  
すべきであるとしても、前件審査請求を含む先行する審査請求の審理手続及び裁  
決を考慮しつつ、審査請求人としては、遅くとも本件補正質問の回答提出期限ま  
では、これまで述べてきた本件各審査請求の不当性を容易に認識し、補正ない  
し是正することが可能であったと言える。それにもかかわらず、審査請求人は本  
件補正質問に応じないばかりか、さらに同様の審査請求を重ねて繰り返すこと  
により、自ら補正又は是正の見込みも無いことを示しているのであるから、不当な  
態様・目的の下に提起された本件各審査請求に関し、酌むべき事情は認められ  
ない。

したがって、本件各審査請求は、行服法の目的に資するものではなく、審査請  
求人により不当な目的・態様でなされたものであって、これを認めることによる  
不利益は多大なものである一方、それにより得られる正当な利益は何ら認められ  
ず、却って公益を害し行服法の趣旨に反することとなるものであるから、審査請  
求権の濫用として、不適法である。

#### イ 本案前のその余の争点

本件各審査請求については審査請求権の濫用として不適法なものであるから、  
その余は争点となり得ず、判断を要しない。

#### (2) 本案の争点

本件各審査請求については審査請求権の濫用として不適法なものであるから、本  
案に関する事項についての判断を要しない。

#### (3) 結論

以上のとおり、本件各審査請求は不適法であるから、行服法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

第4 裁決日

令和元年10月21日

## 使用料の徴収に関する処分等についての 審査請求に係る報告について

使用料の徴収に関する処分等について行われた行政不服審査法第2条の規定による審査請求に対し、次のとおり却下したので、地方自治法第229条第4項及び第231条の3第9項の規定により報告する。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 第1 審査請求年月日

令和元年5月14日、5月20日、5月23日及び5月29日

### 第2 主文

本件各審査請求を却下する。

### 第3 事実及び意見の理由

#### 1 事案の概要

処分庁は、審査請求人が平成30年11月分の水道料金・下水道使用料を納期限までに納入しなかったことから、審査請求人に対し、平成31年2月13日付けで、同年2月28日を納期限として、平成30年11月分水道料金・下水道使用料督促状を送付した。

処分庁は、審査請求人による、平成31年2月12日付けの、いずれも同様に本市職員による「事実の捏造」、申請権行使の妨害等の違法若しくは不当な行為又は「奈良市の償い」の不履行若しくは信義則違反を理由とするものと見られる、平成29年12月分の水道料金及び下水道使用料の支払猶予申請に対して、平成31年2月19日付けで、それぞれ不承認通知書を送付した。

処分庁は、審査請求人に対し、平成31年3月5日付けで、審査請求人が納付すべき平成31年1月分の水道料金及び下水道使用料の納入通知書を、平成31年3月31日を納期限として送付した。

処分庁は、審査請求人による、平成31年3月6日付けの、いずれも同様に本市職員による「事実の捏造」、申請権行使の妨害等の違法若しくは不当な行為、又は「奈良市の償い」の不履行若しくは信義則違反を理由とするものと見られる、平成30年1月分の水道料金及び下水道使用料の支払猶予申請に対して、平成31年3月15日付けで、それぞれ不承認通知書を送付した。

これら本件処分等を不服として、審査請求人が本件各審査請求を提起したものである。

## 2 本件各審査請求に至る経緯

### (1) 前件裁判

審査請求人により平成13年9月18日付けでなされた平成13年度の水道料金免除申請を、処分庁が同年11月16日付けで却下（以下「13年却下」という。）したところ、審査請求人は、不服申立てを経て、奈良市を相手方として、13年却下の取消しを求める訴えを奈良地方裁判所に提起した。その後、奈良地方裁判所がこれを棄却する判決を下したところ審査請求人が大阪高等裁判所へ控訴し、大阪高等裁判所は、平成15年11月12日、13年却下が処分性を有することを前提に、奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号。以下「行手条例」という。）第8条第1項に定める、申請に対する拒否処分に当たって提示すべき理由の不備という手続上の違法があるとして、これを取り消すものとする判決を下した。そして、平成17年12月9日、奈良市による上告受理申立てを不受理とする最高裁判所の決定がなされ、13年却下の取消請求の認容判決が確定した（以下「前件裁判」という。）。

### (2) 奈良市長藤原昭（当時）による依頼

前件裁判の後、処分庁は、処分理由の記載に変更を加えた上、平成18年1月12日付けで、再度審査請求人に係る平成13年度の水道料金の減免申請を却下した。

審査請求人は、これを不服として、この却下処分の取消し、水道料金の免除承認及び慰謝料の支払を求めて審査請求を行った。

この審査請求については、申立てのうち処分の取消しを認容し、その余を棄却ないし却下するという裁決がなされたものの、その後奈良市長藤原昭（当時）から処分庁に対して、平成21年3月31日付けで、審査請求人の水道料金免除申請を承認し、審査請求人世帯への救済措置を講ずべきであるとする依頼文書が出されたこ



ともあり、処分庁は、平成21年5月7日付けで、審査請求人に係る平成21年2月分までの水道料金の免除を承認した（以下「21年承認」という。）。

(3) 審査請求人による度重なる免除理由説明

21年承認の前後から、審査請求人は、審査請求人が支払義務を負う使用料その他の徴収金に関する事務を担当する部署等に赴き、これらの部署の管理職に対して、その異動による人員の交代がある都度、審査請求人の世帯に係る徴収金を免除すべき理由の説明を繰り返し行っていた。

その説明は、審査請求人が前件裁判における記録及び関連する経緯をまとめた大部の資料を持参し、半日程度の時間をかけてその資料を提示しつつ行われていた。

審査請求人が説明する免除理由は、「奈良市は審査請求人に対して、平成11年から、審査請求人の世帯の生活困窮という事由にもかかわらず、審査請求人に対する各種料金の減免を認めず、その料金の違法不当な取立て行為や減免措置に関する虚偽説明を繰り返してきた。これに対して審査請求人は不服申立てや訴訟により争ってきたが、奈良市は審査請求人の主張を認めず、そのためにこれらの争訟はいたずらに長期化し、そのせいで審査請求人は訴訟等の対応に注力せざるを得ず、就労の機会を喪失するなどの多大な損失を被った。前件裁判により減免措置に関する奈良市の違法性が明らかとなり、それに伴い奈良市は審査請求人に対して、従前の違法不当な取立て行為及び虚偽説明並びに減免の拒否それ自体により審査請求人に与えた、就労及び生活再建の機会の喪失等の損害を理由として、審査請求人に対する各種徴収金を免除する義務を負うこととなった。」というものである。

(4) 奈良市が審査請求人に対して多数の減免措置を講じてきたこと

審査請求人による度重なる免除理由説明を受けて、奈良市は、おおむね平成21年以降、下水道使用料、国民健康保険料及び一部負担金、健康診断費、印鑑証明及び住民票の発行手数料並びに固定資産税等について、審査請求人が毎年又は費用の発生する都度提出する、審査請求人の主張する免除理由を記載したほぼ同じ内容の理由書に基づき、支払の免除を認めてきた。

また、水道料金については、平成21年以降は、そもそも支払請求自体がなされていないなかった。審査請求人は、水道料金に限らず各種料金の免除が、毎年免除申請をせずとも自動継続してなされるべきことにつき、免除を行うこと自体と同様の理由に基づく必要な措置であると説明していた。

(5) 平成29年度の措置に関する審査請求人の説明

奈良市は審査請求人に対して、平成29年6月5日付けで、今後の審査請求人に対する各種免除措置の取扱いを他の市民と同様の基準で適正に行っていくものとする旨の通知（以下「29年通知」という。）を発した。これを受けて、審査請求人は、改めて奈良市の各部署に赴き、これまでどおりの各種の免除措置を講じるべきことを主張し、その理由として、これまで審査請求人が各部署に対して繰り返してきた説明に加え、「前件裁判の結果奈良市は審査請求人に対して損害賠償責任を負うこととなったが、その賠償額は、当時の生活保護の基準額に照らして、おおむね2000万円ほどにも上るものである。そして、審査請求人と奈良市とが、この奈良市の違法行為に対する「償い」の方法について協議を継続した結果、審査請求人が奈良市に対してこの「償い」に係る国家賠償請求訴訟を提起しないことと引換えに、審査請求人及びその世帯員が奈良市に対して支払うべき公租公課、使用料及び手数料その他の金銭負担につき、今後審査請求人及びその世帯員が存命の限り免除されるものとの合意が成立した。」ということを述べ立てた。この主張内容が、本件各審査請求に至るまで審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」及びそれに関する合意に当たるものである。

これらの主張を行うために審査請求人が奈良市の各部署に赴く頻度は、時期的な偏りはあるものの、多いときには連日の場合を含め週に複数回となることもあり、説明及び対応の1回当たりの時間は、数十分から、5時間程度に及ぶこともあった。

また、この説明及び対応の際に、録音等の記録を行うことや、既に奈良市職員らが説明を尽くした後にも審査請求人が対応を強要するなどして対応が長時間に及ぶ場合に、対応を打ち切り審査請求人の退席を求めるなどのやりとりについて、審査請求人と奈良市職員との間で対立が生じる場面も多くあった。

(6) 本件処分等に先んじてなされた処分及び審査請求

処分庁は、審査請求人が平成29年4月18日付けで行った平成29年度下水道使用料免除申請を受けて、平成29年6月27日、審査請求人に対し平成29年度下水道使用料免除不承認処分を行ったが、審査請求人はこれを不服として同処分及び同処分の日以降に行われた水道料金・下水道使用料納入通知・督促処分の取消し等を求めて、同年9月26日に審査請求（以下「前件審査請求」という。）を行った。

前件審査請求については、弁明書、反論書及び再反論書の提出並びに口頭意見陳述の実施等の審理手続を経て、平成30年6月28日、棄却裁決がなされた。

その後、審査請求人は、平成30年7月10日に平成30年度固定資産税免除不承認処分の取消し又は変更を求める審査請求を行ったことを皮切りに、水道料金・下水道使用料督促処分、固定資産税督促処分及び証明書手数料免除不承認処分についての審査請求等、本件各審査請求に係る審理手続の終結時点に至るまで（平成30年7月10日から令和元年8月21日までの間）に、審査庁に対して、67件の審査請求を提起している。これらのうちには、処分庁が平成30年4月26日に行った、平成30年度下水道使用料免除不承認処分（以下「30年処分」という。）の取消し又は変更を求める審査請求（平成30年度第6号請求）も含まれている。

以上の他、審査請求人は、奈良市長が行った介護保険料免除申請不承認処分及び国民健康保険料免除申請不承認処分等の介護保険料及び国民健康保険料に係る処分について、奈良県に対して、多数の審査請求を行っている。

これらの審査請求における審査請求人の主張は、上述の「奈良市の償い」及びそれに関する合意の成立を主たる理由とするものである他、審査請求人の意に沿った対応を行わなかった職員の氏名を摘示し、誹謗中傷を重ねて個人攻撃を加えるという点についても、後述する本件各審査請求における審査請求人の主張と同様のものであった。

### 3 審査請求人の主張の要旨

30年処分は、処分庁に属する特定の無知無能な職員による事実の捏造という犯罪的行為、並びにそれらの悪党、極悪人に加担する他の特定職員の暴挙・妄動、及び同じくそれらの悪党、極悪人に隷属する偽善者である他の特定職員による審査請求人の欺罔といった、ヤクザ組織と化した奈良市による審査請求人の権利侵害となる犯罪的行為により、「奈良市の償い」及びこれに基づく合意を無視してなされた違法なものであり、かつ行手条例第8条第1項の定めにより申請に対する拒否処分にあって求められる処分理由の提示がなされていないという点でも違法であって、したがって30年処分の後続処分である本件処分等も違法なものである。

また、水道料金支払猶予申請不承認処分及び下水道使用料支払猶予申請不承認処分については、それ自体行手条例第8条第1項に定める理由の提示がなされていない違法がある。

#### 4 処分庁の主張の要旨

##### (1) 本案前の主張

審査請求人の主張は、何ら正当な根拠に基づくものではなく、また処分庁職員らを誹謗中傷する不当なものでもあり、さらには審査請求人が本件各審査請求と同様の審査請求を大量かつ執拗に反復提起し、既に多数の棄却又は却下裁決がなされていることに鑑みると、本件各審査請求の本案に係る審理手続を行うことは、本来の住民福祉に傾注されるべき職員の公務を妨げ、職員に対する誹謗中傷を許すのみで有害無益であることから、本件各審査請求は審査請求権の濫用であって、審査請求の利益を欠くものとして、却下されるべきである。

なお、水道料金債権は私法上の契約である給水契約によって発生する私債権であって、これに関する処分性は認められないことから、水道処分等は審査請求の対象とならず、本件各審査請求のうち、水道処分等を対象とするものについては当然に却下されるべきである。

##### (2) 本案の主張

30年処分は何ら違法なものではないが、仮に違法であったとしても、それによって平成30年度分下水道使用料を免除する効果が発生するものではないから、下水道処分等の効果に影響するものではない。

また、下水道使用料支払猶予申請不承認処分については、根拠規定を特定して不承認の理由を具体的に記載しており、行手条例第8条第1項に違反するものではない。

したがって、審査請求人の主張は失当であり、下水道処分等は根拠規定に基づき適正になされており何ら違法な点はない。

#### 5 本件各審査請求の争点

##### (1) 本案前の争点

###### ア 審査請求権の濫用

本件各審査請求が審査請求権の濫用にあたり、不適法なものとなるかが争点となる。

###### イ 水道処分等の処分性の有無

水道処分等に処分性が認められ、審査請求の対象となり得るかが争点となる。

##### (2) 本案の争点

ア 水道処分等の違法性

水道処分等に対する審査請求が適法なものである場合には、21年承認の効力により現在に至るまで審査請求人について水道料金の免除が認められるかが争点となる。

イ 下水道処分等の違法性

下水道処分等に対する審査請求が適法なものである場合には、30年処分の違法性が下水道処分等の効力に影響し得るか、影響し得るとした場合に30年処分が違法といえるか、また行手条例第8条第1項に定める理由の提示がなされているかその他下水道処分等自体の違法事由が存在するかが争点となる。

6 争点についての判断

(1) 本案前の争点

ア 審査請求権の濫用

権利濫用の禁止（民法（明治29年法律第89号）第1条第3項）は、法律上の権利又は権限の行使一般について妥当する法原則であり、行政に対する市民の権利行使に関しても当てはまるものであるから、形式的には法令上の根拠を有する申請・請求その他の行為としてなされたものであっても、本来の趣旨目的に反し、社会的相当性を逸脱するような場合については、違法なものとなり得る。

そのため、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）に基づく審査請求についても、適式な審査請求申立の形をとっていたとしても、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保といった行服法の目的（行服法第1条第1項）に資するものでないか、又は資するところが著しく乏しいことが明らかであり、審査請求に仮託して正当な行政行為の妨害や特定職員の誹謗中傷を行うこと等の不当な目的又は態様によりなされたものである場合には、行服法の趣旨に鑑みて当該審査請求を認めることにより得られる利益と害される利益も考慮の上、審査請求を認めることにより却って公益を害し、行服法の趣旨に反することとなるときには、当該審査請求は審査請求権の濫用に該当する不適法なものとして却下されるべきものと言える。

審査請求人は、21年承認がなされた後、29年通知が発出されるまでの間、審査請求人が支払義務を負う各種の徴収金の収納事務を担当する部署を始め、処分庁及び奈良市の多数の部署を訪れ、長時間にわたって各部署の管理職員らに対

応を強制し、一連の審査請求において審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」の基礎となる事実に基づき審査請求人に対する徴収金の免除等の特別の措置を講ずべきことを説明し、それに応じさせてきた。

29年通知以降は、処分庁及び奈良市において、審査請求人から長時間にわたる対応の強制その他の不当な要求を受けたとしても、各種徴収金の減免について審査請求人を特別扱いせず、他の市民と同様の基準で減免に関する判断を行うこととされ、「奈良市の償い」に類する理由による徴収金免除が認められなくなったため、審査請求人による自己に有利な取扱いを求めての処分庁・奈良市の訪問と職員らへの対応要求はより頻繁になった。

また、それらの訪問及び対応要求の際には、「奈良市の償い」に基づき徴収金の免除等の措置を講ずべきことを執拗に求めるだけでなく、審査請求人による各種徴収金の免除申請を不承認とする等、審査請求人による要求について審査請求人の意に沿わない対応をとった職員個人に対して、審査請求人は、罵声を浴びせ誹謗中傷を加えるなど執拗に個人攻撃を繰り返し、当該職員らが審査請求人にそのような不当な言動を止めるよう求め、又は対応を拒否し若しくは打ち切ろうとした際等に、当該職員らを撮影するなどしていた。

上述の通り、本件各審査請求は、審査請求人により繰り返し行われている、「奈良市の償い」を理由とする各種徴収金の免除、不徴収又は徴収猶予を不承認とされたことについての67件にも上る審査請求の一つとしてなされたものであり、それら審査請求と、「奈良市の償い」が市長の特に認めるものとして徴収金の免除等の特別の理由となるかという争点を同じくするものである。

これらの67件の審査請求のうち（前件審査請求については、平成30年6月28日）平成30年度第5号請求及び第7号請求については平成31年3月25日、平成30年度第6号請求については平成31年4月24日、それぞれ棄却裁決が、平成30年度第8号、9号及び11号請求については平成31年4月24日に一部却下一部棄却裁決が、審査請求人による反論書等の書面の提出及び口頭意見陳述を経た上で各々なされている。そして、平成30年度第15号請求については平成31年3月28日、平成30年度第13号及び14号請求については平成31年4月24日、平成30年度第16号及び18号ないし20号請求については令和元年6月3日、平成30年度第17号請求については令和元年6月5

日、平成30年度第22号ないし38号、40号及び41号請求については令和元年8月7日に、平成30年度第39号請求については、令和元年8月20日にそれぞれ却下裁決がなされている。

加えて、平成31年度第1号ないし5号請求については、既に審理手続が終結し、令和元年8月21日、審査請求を却下することを相当とする審理員意見書が提出されている。

以上の本件各審査請求に関する事実関係からすると、審査請求人の主張の実質として解し得る「奈良市の償い」及びこれに係る合意は、前件審査請求を含め審査請求人が提起する多数の審査請求における主張と共通し、なおかつ前件審査請求以前の事実に係るものであって、本件各審査請求において新たな主張・証拠が提出されたわけでもなく、その他前件審査請求からの争点の判断に関わる事情の変更も存しないことが明らかである。そうすると、本件各審査請求については、既に棄却された前件審査請求において審査庁の判断が示された争点について、実質的に同一の主張を繰り返すものに過ぎず、前件審査請求後に審理に影響し得る事情の変更が生じたとも認められないことから、本件各審査請求に係る審理を行うことによって、国民の権利利益の救済、行政の適正な運営の確保又は住民福祉の増進に資するところはない。

そして、本件各審査請求書の記載は、審査請求人の意向に従わない職員を誹謗中傷し、自らの利益となる行為を要求するものであって、先行する審査請求の審理手続における審査請求人の言動からしても、本件各審査請求を含む審査請求人により提起された多数の審査請求は、審査請求人が21年承認以降、その中でも特に29年通知の発出後において繰り返し行ってきた不当要求ないし不当要求類似行為と実質的に同一であり、それらの行為の一環としてなされたこともまた明らかであるから、正当な目的・態様によるものとは全く認められない。

さらには、審査請求人は、本件各審査請求書についての補正を求める質問書（以下「本件補正質問」という。）により十分な余裕をもって補正の機会を付与されたにもかかわらずこれに応じることなく、加えて執拗に反復継続される審査請求人の不当要求ないし不当要求類似行為の態様に鑑みても、補正の見込みも無いものと判断せざるを得ない。

このように審査請求人による不当要求ないし不当要求類似行為の一環としてな

される本件各審査請求その他の審査請求について、これらを通常の審査請求と同様に取り扱って審理手続を進めることは、処分庁・審査庁にとって本来の業務を圧迫し、それらの業務を通じて守られるべき市民の利益が損なわれることが不可避となる他、審査請求の形式さえ取れば、不当要求に類する行為の対応を処分庁・審査庁に強いることを許容する結果となり、行政の適正な執行を害するという不利益も伴い、却って国民の権利利益の救済・住民福祉の増進に反する事態を生じるものである。

これに対し、本件各審査請求を正当なものとして取り扱うことによって得られる客観的な利益は、審査請求人の正当な権利利益の保護も含め、何ら存するものとは認められない。

また、救済本位の観点から、行服法の運用に当たって審査請求人の立場に配慮すべきであるとしても、前件審査請求を含む先行する審査請求の審理手続及び裁決を考慮しつつ、審査請求人としては、遅くとも本件補正質問の回答提出期限までには、これまで述べてきた本件各審査請求の不当性を容易に認識し、補正ないし是正することが可能であったと言える。それにもかかわらず、審査請求人は本件補正質問に応じないばかりか、さらに同様の審査請求を重ねて繰り返すことにより、自ら補正又は是正の見込みも無いことを示しているのであるから、不当な態様・目的の下に提起された本件各審査請求に関し、酌むべき事情は認められない。

したがって、本件各審査請求は、行服法の目的に資するものではなく、審査請求人により不当な目的・態様でなされたものであって、これを認めることによる不利益は多大なものである一方、それにより得られる正当な利益は何ら認められず、却って公益を害し行服法の趣旨に反することとなるものであるから、審査請求権の濫用として、不適法である。

#### イ 本案前のその余の争点

本件各審査請求については審査請求権の濫用として不適法なものであるから、その余は争点となり得ず、判断を要しない。

#### (2) 本案の争点

本件各審査請求については審査請求権の濫用として不適法なものであるから、本案に関する事項についての判断を要しない。



(3) 結論

以上のとおり、本件各審査請求は不適法であるから、行服法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

第4 裁決日

令和元年10月21日

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和元年10月8日

奈良市長 仲川元庸

### 記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年6月24日午後6時頃、奈良市富雄北三丁目地内において発生した、市道の勾配により、走行していた相手方の普通自動車のフロントバンパー等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 129,808円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和元年10月23日

奈良市長 仲川元庸

## 記

### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年6月7日午前9時24分頃、奈良市大森町地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽トラックに接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 62,402円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和元年10月24日

奈良市長 仲川元庸

### 記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年7月15日午前7時頃、奈良市藺生町地内において発生した、市道の穴ほこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 77,647円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について



## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和元年10月25日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年9月6日午前9時30分頃、奈良市立都祁こども園において、草刈り作業中の飛び石により、隣接する駐車場に駐車していた相手方の軽自動車を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 349,920円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和元年11月8日

奈良市長 仲川元庸

### 記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年7月1日午前9時20分頃、奈良市西木辻町地内において発生した、本市の公用車が民家の塀に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 100,440円

## 令和元年度奈良市一般会計 補正予算（第5号）

令和元年度奈良市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ135,411千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,967,597千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 分担金及び 負担金		千円 1,091,753	千円 1,000	千円 1,092,753
	1. 分担金	9,916	1,000	10,916
16. 国庫支出金		26,738,916	△ 2,735	26,736,181
	1. 国庫負担金	18,969,718	15,000	18,984,718
	4. 国庫交付金	5,569,498	△ 17,735	5,551,763
17. 県支出金		8,765,320	96,900	8,862,220
	1. 県負担金	5,559,270	7,500	5,566,770
	2. 県補助金	1,696,988	89,400	1,786,388
19. 寄附金		302,500	56,630	359,130
	1. 寄附金	302,500	56,630	359,130
21. 繰越金		731,702	10,416	742,118
	1. 繰越金	731,702	10,416	742,118
23. 市債		14,468,700	△ 26,800	14,441,900
	1. 市債	14,468,700	△ 26,800	14,441,900
歳入合計		135,832,186	135,411	135,967,597

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		千円 689,117	千円 △ 10,273	千円 678,844
	1. 議会費	689,117	△ 10,273	678,844

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		千円 15,135,033	千円 △ 142,701	千円 14,992,332
	1. 総務管理費	11,246,769	△ 94,794	11,151,975
	3. 徴税費	1,270,145	△ 43,737	1,226,408
	4. 戸籍住民基本台帳費	580,147	△ 10,567	569,580
	5. 選挙費	305,608	8,907	314,515
	6. 統計調査費	37,155	128	37,283
	7. 監査委員費	77,978	△ 2,638	75,340
3. 民生費		60,719,421	69,340	60,788,761
	1. 社会福祉費	26,691,576	117,243	26,808,819
	2. 児童福祉費	20,542,390	△ 20,647	20,521,743
	3. 生活保護費	13,276,102	△ 19,577	13,256,525
4. 衛生費		11,825,566	28,783	11,854,349
	1. 保健衛生費	3,699,876	2,204	3,702,080
	2. 保健所費	1,928,272	7,242	1,935,514
	3. 清掃費	5,632,197	19,337	5,651,534
5. 労働費		123,050	△ 1,302	121,748
	1. 労働諸費	123,050	△ 1,302	121,748
6. 農林水産業費		571,246	7,944	579,190
	1. 農林費	571,246	7,944	579,190
7. 商工費		1,790,984	28,274	1,819,258
	1. 商工費	1,790,984	28,274	1,819,258

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 観光費		千円 973,823	千円 3,300	千円 977,123
	1. 観光費	973,823	3,300	977,123
9. 土木費		12,081,664	△ 61,623	12,020,041
	1. 土木管理費	122,327	517	122,844
	2. 道路橋梁費	3,228,101	△ 23	3,228,078
	3. 河川費	761,864	△ 11,719	750,145
	4. 都市計画費	5,869,056	△ 49,285	5,819,771
	6. 住宅費	476,705	△ 1,113	475,592
10. 消防費		3,781,472	64,064	3,845,536
	1. 消防費	3,781,472	64,064	3,845,536
11. 教育費		10,386,582	57,705	10,444,287
	1. 教育総務費	2,454,068	△ 25,720	2,428,348
	2. 小学校費	1,522,419	20,973	1,543,392
	3. 中学校費	682,671	△ 5,692	676,979
	4. 高等学校費	1,002,165	△ 18,597	983,568
	5. 幼稚園費	671,543	83,030	754,573
	7. 保健体育費	2,681,629	3,711	2,685,340
12. 災害復旧費		46,000	5,000	51,000
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	14,000	5,000	19,000
14. 諸支出金		155,618	86,900	242,518
	3. 減債基金	6,400	86,900	93,300
歳出合計		135,832,186	135,411	135,967,597

## 第2表 債務負担行為補正

### 1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
オリンピック聖火リレー 奈良県実行委員会負担金	令和元年度から 令和2年度まで	千円 4,474
本庁舎空調設備整備事業	令和元年度から 令和2年度まで	63,000
児童用防犯ブザー購入経費	令和元年度から 令和2年度まで	1,300
学校給食調理業務委託	令和元年度から 令和2年度まで	26,000
学校給食食材調達経費	令和元年度から 令和2年度まで	110,000
指定管理者による奈良市古市児童館 ほか3施設の管理に要する経費	令和2年度から 令和4年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による入江泰吉記念 奈良市写真美術館の管理に要する経費	令和2年度から 令和5年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による名勝大乘院 庭園文化館の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による奈良市杉岡華邨 書道美術館の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による奈良市奈良町南 観光駐車場の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による奈良町 にぎわいの家の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による西部公民館学園 大和分館の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による南部公民館 精華分館の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による南部公民館 東九条分館の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による南部公民館 明治分館の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による田原公民館 横田分館の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による田原公民館 水間分館の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による田原公民館 杣ノ川分館の管理に要する経費	令和2年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額



事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による富雄公民館元町分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館興ヶ原分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館邑地分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館丹生分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館北野山分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による興東公民館狭川分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による興東公民館大平尾分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による春日公民館西木辻分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による春日公民館大安寺分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による春日公民館済美南分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による二名公民館二名分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による二名公民館西登美ヶ丘分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による京西公民館平松分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による伏見公民館あやめ池分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による平城公民館歌姫分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による飛鳥公民館白毫寺分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による都跡公民館佐紀分館の管理に要する経費	令和2年度から令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
都 市 計 画 事 業	千円 2,088,700	千円 2,052,700
消 防 施 設 整 備 事 業	61,000	68,700
災 害 復 旧 事 業	36,300	37,800
計	14,468,700	14,441,900

令和元年度奈良市土地区画整理事業  
特別会計補正予算（第1号）

令和元年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ80,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,454,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 国庫支出金		千円 1,756,855	千円 44,000	千円 1,800,855
	1. 国庫交付金	1,756,855	44,000	1,800,855
5. 市 債		1,915,000	36,000	1,951,000
	1. 市 債	1,915,000	36,000	1,951,000
歳 入 合 計		4,374,000	80,000	4,454,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
西大寺駅南 1. 地区土地区画 整理事業費		千円 2,964,000	千円 80,000	千円 3,044,000
	西大寺駅南 1. 地区土地区画 整理事業費	2,964,000	80,000	3,044,000
歳 出 合 計		4,374,000	80,000	4,454,000

第2表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
西大寺駅南地区 土地区画整理事業	千円 1,361,400	千円 1,397,400
計	1,915,000	1,951,000

1. 一般会計  
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第5号)

1. 総括

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 分担金及び負担金	1,091,753	1,000	1,092,753
16 国庫支出金	26,738,916	△2,735	26,736,181
17 県支出金	8,765,320	96,900	8,862,220
19 寄附金	302,500	56,630	359,130
21 繰越金	731,702	10,416	742,118
23 市債	14,468,700	△26,800	14,441,900
歳 入 合 計	135,832,186	135,411	135,967,597

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	689,117	△10,273	678,844				△10,273
2 総務費	15,135,033	△142,701	14,992,332				△142,701
3 民生費	60,719,421	69,340	60,788,761	26,265		56,630	△13,555
4 衛生費	11,825,566	28,783	11,854,349				28,783
5 労働費	123,050	△1,302	121,748				△1,302
6 農林水産業費	571,246	7,944	579,190				7,944
7 商工費	1,790,984	28,274	1,819,258				28,274
8 観光費	973,823	3,300	977,123				3,300
9 土木費	12,081,664	△61,623	12,020,041	△44,000	△36,000		18,377
10 消防費	3,781,472	64,064	3,845,536		7,700		56,364
11 教育費	10,386,582	57,705	10,444,287	22,500			35,205
12 災害復旧費	46,000	5,000	51,000	2,500	1,500	1,000	—
14 諸支出金	155,618	86,900	242,518	86,900			—
歳 出 合 計	135,832,186	135,411	135,967,597	94,165	△26,800	57,630	10,416
				一般財源内訳		繰越金	10,416

2. 歳入

第14款 分担金及び負担金

第1項 分担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 災害復旧費分担金	1,463	1,000	2,463	1 農林業用施設 災害復旧事業 費分担金	1,000	農地災害復旧事業費分担金	
計	9,916	1,000	10,916				

第14款 分担金及び負担金

第16款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
3 教育費国庫負担金	121,072	15,000	136,072	1 幼稚園費負担金	15,000	子育て支援施設等利用給付費負担金	
計	18,969,718	15,000	18,984,718				

第16款 国庫支出金



第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫交付金	2,715,264	26,265	2,741,529	1 高齢者福祉施設整備事業費交付金	26,265	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	
5 土木費国庫交付金	2,692,116	△44,000	2,648,116	4 街路事業費交付金	△44,000	社会資本整備総合交付金	
計	5,569,498	△17,735	5,551,763				

第16款 国庫支出金

第17款 県支出金

第1項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 教育費県負担金	53,750	7,500	61,250	1 幼稚園費負担金	7,500	子育て支援施設等利用給付費負担金	
計	5,559,270	7,500	5,566,770				

第17款 県支出金

第17款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
8 災害復旧費県補助金	6,613	2,500	9,113	1 農林業用施設 災害復旧事業 費補助金	2,500	農地災害復旧事業費補助金	
9 公債費県補助金	6,566	86,900	93,466	2 義務教育施設 整備事業公債 費補助金	86,900	公立小中学校空調設備設置緊急支援補助金	
計	1,696,988	89,400	1,786,388				

第17款 県支出金

第19款 寄附金

第1項 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
3 民生費寄附金	—	56,630	56,630	1 社会福祉事業費寄附金	56,630	社会福祉事業費寄附金	
計	302,500	56,630	359,130				

第19款 寄附金

第21款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	731,702	10,416	742,118	1 繰越金	10,416	歳計剰余繰越金	
計	731,702	10,416	742,118				

第21款 繰越金

第23款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
7 土木債	4,453,800	△36,000	4,417,800	3 都市計画事業債	△36,000	街路事業債
8 消防債	61,000	7,700	68,700	1 消防施設整備事業債	7,700	消防施設整備事業債
10 災害復旧債	36,300	1,500	37,800	1 災害復旧事業債	1,500	農林業用施設災害復旧事業債
計	14,468,700	△26,800	14,441,900			

第23款 市債

3. 歳出  
第1款 議会費

第1項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 議会費	689,117	△10,273	678,844	一般財源 △10,273	2 給料	△5,047	職員給与費等
					3 職員手当等	△3,484	
					4 共済費	△1,742	
計	689,117	△10,273	678,844	特定財源 一般財源 △10,273			

第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額		
1 一般管理費	7,139,059	△95,761	7,043,298	一般財源 △95,761	2 給料 △38,913		職員給与費等	
					3 職員手当等 △64,912			
					4 共済費 8,064			
15 スポーツ振興費	53,455	505	53,960	一般財源 505	19 負担金補助及び交付金 505		スポーツ産業推進経費	
18 庁舎等施設整備事業費	1,316,548	462	1,317,010	一般財源 462	2 給料 371		職員給与費等	
					3 職員手当等 71			
					4 共済費 20			
計	11,246,769	△94,794	11,151,975	特定財源 0 一般財源 △94,794				

第2款 総務費



第2款 総務費

第3項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 税務総務費	711,452	△43,737	667,715	一般財源 △43,737	2 給料 △20,754	3 職員手当等 △16,042	職員給与費等
					4 共済費 △6,941		
計	1,270,145	△43,737	1,226,408	特定財源 一般財源 0 △43,737			

第2款 総務費

第2款 総務費

第4項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本 台帳費	580,147	△10,567	569,580	一般財源 △10,567	2 給料	△5,395	職員給与費等
					3 職員手当等	△3,839	
					4 共済費	△1,333	
計	580,147	△10,567	569,580	特定財源 一般財源 △10,567			

第2款 総務費

第2款 総務費

第5項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 選挙管理委員会費	59,408	8,907	68,315	一般財源 8,907	2 給料 4,000	3 職員手当等 2,853	職員給与費等
					4 共済費 2,054		
計	305,608	8,907	314,515	特定財源 一般財源 0 8,907			

第2款 総務費

第2款 総務費

第6項 統計調査費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 統計調査総務費	15,655	128	15,783	一般財源 128	2 給料	100	職員給与費等
					3 職員手当等	9	
					4 共済費	19	
計	37,155	128	37,283	特定財源 0 一般財源 128			

第2款 総務費

第2款 総務費

第7項 監査委員費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 監査委員費	77,978	△2,638	75,340	一般財源 △2,638	2 給料	△1,659	職員給与費等
					3 職員手当等	△282	
					4 共済費	△697	
計	77,978	△2,638	75,340	特定財源 一般財源 △2,638 0			

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	1,891,446	31,627	1,923,073	一般財源 31,627	2	給料	職員給与費等 17,000
					3	職員手当等	13,683
					4	共済費	944
9 人権文化センター費	119,990	2,721	122,711	一般財源 2,721	2	給料	職員給与費等 1,200
10 高齢者福祉施設整備事業費	90,258	26,265	116,523	特定財源 (内訳) 国庫支出金 26,265	3	職員手当等	950
					4	共済費	571
					19	負担金補助及び交付金	26,265
11 福祉基金費	149	56,630	56,779	特定財源 (内訳) 寄附金 56,630	25	積立金	福祉基金経費 56,630
計	26,691,576	117,243	26,808,819	特定財源 一般財源 82,895 34,348			

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額		
1 児童福祉総務費	1,625,768	2,769	1,628,537	一般財源 2,769	2 給料	500	職員給与費等	
					3 職員手当等	2,073		
					4 共済費	196		
3 認定こども園費	4,188,081	△11,604	4,176,477	一般財源 △11,604	2 給料	△5,393	職員給与費等	
					3 職員手当等	△4,132		
					4 共済費	△2,079		
4 保育所費	1,494,408	△1,567	1,492,841	一般財源 △1,567	2 給料	△788	職員給与費等	
					3 職員手当等	△249		
					4 共済費	△530		
7 児童館費	182,710	△10,245	172,465	一般財源 △10,245	2 給料	△4,756	職員給与費等	
					3 職員手当等	△3,749		
					4 共済費	△1,740		
計	20,542,390	△20,647	20,521,743	特定財源 0 一般財源 △20,647				

第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護費 費	726,102	△19,577	706,525	一般財源 △19,577	2 給料 △9,747	3 職員手当等 △5,872	職員給与費等
					4 共済費 △3,958		
計	13,276,102	△19,577	13,256,525	特定財源 一般財源 △19,577			

第3款 民生費



第3款 民生費

第4項 国民年金事務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 国民年金事務 取扱費	209,353	△7,679	201,674	一般財源 △7,679	2 給料	△3,760	職員給与費等
					3 職員手当等	△2,398	
					4 共済費	△1,521	
計	209,353	△7,679	201,674	特定財源 一般財源 △7,679			

第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 墓地火葬場費	128,916	1,400	130,316	一般財源 1,400	2 給料	100	職員給与費等
					3 職員手当等	1,019	
					4 共済費	281	
5 保健衛生施設 整備事業費	1,834,531	804	1,835,335	一般財源 804	2 給料	453	職員給与費等
					3 職員手当等	285	
					4 共済費	66	
計	3,699,876	2,204	3,702,080	特定財源 0 一般財源 2,204			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	1,005,612	7,242	1,012,854	一般財源 7,242	2 給料 3,000	3 職員手当等 4,031	職員給与費等 211
計	1,928,272	7,242	1,935,514	特定財源 0 一般財源 7,242			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第3項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 清掃総務費	1,683,791	△5,089	1,678,702	一般財源 △5,089	2 給料	△1,352	職員給与費等
					3 職員手当等	△2,345	
					4 共済費	△1,392	
2 塵芥処理費	1,687,330	23,681	1,711,011	一般財源 23,681	2 給料	10,704	職員給与費等
					3 職員手当等	10,311	
					4 共済費	2,666	
7 清掃施設整備 事業費	211,163	745	211,908	一般財源 745	2 給料	435	職員給与費等
					3 職員手当等	117	
					4 共済費	193	
計	5,632,197	19,337	5,651,534	特定財源 一般財源 0 19,337			

第4款 衛生費

第5款 労働費

第1項 労働諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 労働諸費	123,050	△1,302	121,748	一般財源 △1,302	2 給料 △688	3 職員手当等 △311	職員給与費等
					4 共済費 △303		
計	123,050	△1,302	121,748	特定財源 一般財源 △1,302			

第5款 労働費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農業委員会費	92,803	△2,267	90,536	一般財源 △2,267	2 給料 △1,165	職員給与費等	
2 農業総務費	53,715	11,833	65,548	一般財源 11,833	3 職員手当等 △489 4 共済費 △613	職員給与費等	
4 土地基盤整備 事業費	145,877	△1,622	144,255	一般財源 △1,622	2 給料 △493 3 職員手当等 △988 4 共済費 △141	職員給与費等	
計	571,246	7,944	579,190	特定財源 0 一般財源 7,944			

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源	節			説明
					区分	金額		
1 商工総務費	86,477	28,274	114,751	一般財源 28,274	2 給料 13,000	3 職員手当等 11,540	4 共済費 3,734	職員給与費等
計	1,790,984	28,274	1,819,258	特定財源 0 一般財源 28,274				

第7款 商工費

第8款 観光費

第1項 観光費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 観光総務費	258,031	3,300	261,331	一般財源 3,300	2 給料 △219	3 職員手当等 3,981	職員給与費等
					4 共済費 △462		
計	973,823	3,300	977,123	特定財源 0 一般財源 3,300			

第8款 観光費



第9款 土木費

第1項 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 土木総務費	72,577	517	73,094	517 一般財源	2 給料 500		職員給与費等
					3 職員手当等 151		
					4 共済費 △134		
計	122,327	517	122,844	特定財源 0 一般財源 517			

第9款 土木費

第9款 土木費

第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 道路橋梁総務費	609,296	△4,291	605,005	一般財源 △4,291	2	給料 △1,133	職員給与費等
					3	職員手当等 △2,154	
					4	共済費 △1,004	
2 道路橋梁維持費	901,839	1,435	903,274	一般財源 1,435	2	給料 500	職員給与費等
					3	職員手当等 723	
					4	共済費 212	
3 道路橋梁新設改良費	1,716,966	2,833	1,719,799	一般財源 2,833	2	給料 700	職員給与費等
					3	職員手当等 2,035	
					4	共済費 98	
計	3,228,101	△23	3,228,078	特定財源 0 一般財源 △23			

第9款 土木費

第9款 土木費

第3項 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 河川総務費	44,579	△4,888	39,691	一般財源 △4,888	2 給料	△1,509	職員給与費等
					3 職員手当等	△2,825	
					4 共済費	△554	
3 河川堤防改修費	610,285	△6,831	603,454	一般財源 △6,831	2 給料	△2,702	職員給与費等
					3 職員手当等	△3,481	
					4 共済費	△648	
計	761,864	△11,719	750,145	特定財源 一般財源 △11,719 0			

第9款 土木費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 都市計画総務費	426,624	25,036	451,660	一般財源 25,036	2 給料	11,309	職員給与費等
					3 職員手当等	11,163	
					4 共済費	2,564	
					2 給料	500	
4 街路事業費	4,118,260	△77,950	4,040,310	特定財源 △80,000 (内訳) 国庫支出金 △44,000 市債 △36,000 一般財源 2,050	3 職員手当等	1,556	職員給与費等 西大寺駅北口駅前広場整備社会資本整備総 合交付金事業 △80,000
					4 共済費	△6	
					22 補償補填及び 賠償金	△80,000	
					2 給料	2,000	
					3 職員手当等	1,475	
10 公園事業費	166,123	3,629	169,752	一般財源 3,629	4 共済費	154	職員給与費等
					2 給料	2,000	
					3 職員手当等	1,475	
計	5,869,056	△49,285	5,819,771	特定財源 △80,000 一般財源 30,715			

第9款 土木費

第9款 土木費

第6項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額		
1 住宅管理費	402,457	△1,665	400,792	一般財源 △1,665	2 給料 △895		職員給与費等	
					3 職員手当等 △236			
					4 共済費 △534			
2 公営住宅整備 事業費	74,248	552	74,800	一般財源 552	2 給料 50		職員給与費等	
					3 職員手当等 507			
					4 共済費 △5			
計	476,705	△1,113	475,592	特定財源 一般財源 △1,113				

第9款 土木費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 常備消防費	3,537,888	60,399	3,598,287	一般財源 60,399	2 給料	22,296	職員給与費等
					3 職員手当等	30,677	
					4 共済費	7,426	
5 消防施設費	88,773	3,665	92,438	特定財源 (内訳) 市債 一般財源 7,700 7,700 △4,035	2 給料	△1,262	職員給与費等 消防施設整備事業 △4,035 7,700
					3 職員手当等	△2,321	
					4 共済費	△452	
					13 委託料	7,700	
計	3,781,472	64,064	3,845,536	特定財源 一般財源 7,700 56,364			

第10款 消防費

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 教育委員会費	1,459,198	△28,131	1,431,067	一般財源 △28,131	2 給料	△17,000	職員給与費等
					3 職員手当等	△1,131	
					4 共済費	△10,000	
					25 積立金	2,411	
2 教育振興費	942,762	2,411	945,173	一般財源 2,411		教育振興基金経費	
計	2,454,068	△25,720	2,428,348	特定財源 0 一般財源 △25,720			

第11款 教育費

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 小学校管理費	669,912	20,687	690,599	一般財源 20,687	2 給料	11,100	職員給与費等
					3 職員手当等	6,584	
					4 共済費	3,003	
4 小学校施設整備 備事業費	538,995	286	539,281	一般財源 286	2 給料	200	職員給与費等
					3 職員手当等	55	
					4 共済費	31	
計	1,522,419	20,973	1,543,392	特定財源 一般財源 20,973 0			

第11款 教育費



第11款 教育費

第3項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 中学校管理費	371,961	1,700	373,661	一般財源 1,700	2 給料 1,000	3 職員手当等 700	職員給与費等
4 中学校施設整備 事業費	93,295	△7,392	85,903	一般財源 △7,392	2 給料 △3,288	3 職員手当等 △2,681	職員給与費等
					4 共済費 △1,423		
計	682,671	△5,692	676,979	特定財源 0 一般財源 △5,692			

第11款 教育費

第11款 教育費

第4項 高等学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 全日制高等学校費	989,575	△18,597	970,978	一般財源 △18,597	2 給料	△7,000	職員給与費等
					3 職員手当等	△6,597	
					4 共済費	△5,000	
計	1,002,165	△18,597	983,568	特定財源 一般財源 0 △18,597			

第11款 教育費

第11款 教育費

第5項 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1 幼稚園費	666,543	83,030	749,573	22,500 特定財源 (内訳) 国庫支出金 県支出金 一般財源	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 19 負担金補助及 び交付金	27,000 18,172 7,858 30,000	職員給与費等 幼稚園就園奨励経費 53,030 30,000
計	671,543	83,030	754,573	22,500 特定財源 60,530 一般財源			

第11款 教育費

第11款 教育費

第7項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 学校給食費	2,512,612	3,711	2,516,323	一般財源 3,711	2 給料 1,900	3 職員手当等 1,811	職員給与費等
計	2,681,629	3,711	2,685,340	特定財源 0 一般財源 3,711			

第11款 教育費

第12款 災害復旧費

第1項 農林水産業施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農林業用施設 災害復旧事業 費	14,000	5,000	19,000	5,000 特定財源 (内訳) 県支出金 2,500 市債 1,500 分担金及び負担金 1,000	15 工事請負費	5,000	農地災害復旧事業
計	14,000	5,000	19,000	5,000 特定財源 一般財源			

第12款 災害復旧費

第14款 諸支出金

第3項 減債基金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 減債基金	6,400	86,900	93,300	86,900 特定財源 (内訳) 県支出金 86,900	25 積立金	86,900	減債基金経費
計	6,400	86,900	93,300	86,900 特定財源 一般財源			

第14款 諸支出金

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み  
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

(1. 追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
オリンピッククック聖火リレー 奈良県実行委員会負担金	4,474			令和元年度 から 令和2年度 まで	4,474					4,474
本庁舎空調設備整備事業	63,000			令和元年度 から 令和2年度 まで	63,000					63,000
児童用防犯ブザー購入経費	1,300			令和元年度 から 令和2年度 まで	1,300					1,300
学校給食調理業務委託	26,000			令和元年度 から 令和2年度 まで	26,000					26,000

学校給食食材調達経費	110,000			令和元年度から令和2年度まで	110,000			109,706	294
指定管理者による奈良市児童館ほかに要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			令和2年度から令和4年度まで	限度額に同じ				全額
指定管理者による入江泰吉記念奈良市写真美術館の経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			令和2年度から令和5年度まで	限度額に同じ				全額
指定管理者による文化館の経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			令和2年度から令和6年度まで	限度額に同じ				全額
指定管理者による奈良市美術館の経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			令和2年度から令和6年度まで	限度額に同じ				全額
指定管理者による奈良市市場の経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			令和2年度から令和6年度まで	限度額に同じ				全額



事 項	限 度 額	前年度（見込み）額		当該年度以降の額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	地方債	その他	一般財源	
指定管理に要する経費の 指 南 西 部 民 館 学 園 大 和 分 館 による経費	協定に基づき決定した指定期間中における額に要する額			令和2年度から令和6年度まで	限度額に同じ					全 額
指定管理に要する経費の 指 南 西 部 民 館 学 園 大 和 分 館 による経費	協定に基づき決定した指定期間中における額に要する額			令和2年度から令和6年度まで	限度額に同じ					全 額
指定管理に要する経費の 指 南 東 九 条 民 館 による経費	協定に基づき決定した指定期間中における額に要する額			令和2年度から令和6年度まで	限度額に同じ					全 額
指定管理に要する経費の 指 南 東 九 条 民 館 による経費	協定に基づき決定した指定期間中における額に要する額			令和2年度から令和6年度まで	限度額に同じ					全 額

指田の指定原生管定公理管民に要する館費	協定に基づき決定した指定期間中における額				令和2年度から令和6年度まで	限度額に同じ				全額
指田の指定原生管定公理管民に要する館費	協定に基づき決定した指定期間中における額				令和2年度から令和6年度まで	限度額に同じ				全額
指田の指定原生管定公理管民に要する館費	協定に基づき決定した指定期間中における額				令和2年度から令和6年度まで	限度額に同じ				全額
指田の指定原生管定公理管民に要する館費	協定に基づき決定した指定期間中における額				令和2年度から令和6年度まで	限度額に同じ				全額
指田の指定原生管定公理管民に要する館費	協定に基づき決定した指定期間中における額				令和2年度から令和6年度まで	限度額に同じ				全額
指田の指定原生管定公理管民に要する館費	協定に基づき決定した指定期間中における額				令和2年度から令和6年度まで	限度額に同じ				全額

事 項	限 度 額	前 年 度 ( 見 込 ) の 額		当 該 年 度 以 降 の 額		左 の 財 源 内 訳					
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	財 源			一 般 財 源	
							国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他				
指 柳 の 指 定 生 管 理 公 館 民 者 丹 生 経 費 館 費 による	決 定 中 に 要 する 額 協 定 した 指 定 期 間 中 に 要 する 額			令 和 2 年 度 令 和 6 年 度 まで	限 度 額 に 同 じ						全 額
指 柳 の 指 定 生 管 理 公 館 民 者 北 野 山 経 費 館 費 による	決 定 中 に 要 する 額 協 定 した 指 定 期 間 中 に 要 する 額			令 和 2 年 度 令 和 6 年 度 まで	限 度 額 に 同 じ						全 額
指 興 の 指 定 東 管 理 公 館 民 者 狭 川 経 費 館 費 による	決 定 中 に 要 する 額 協 定 した 指 定 期 間 中 に 要 する 額			令 和 2 年 度 令 和 6 年 度 まで	限 度 額 に 同 じ						全 額
指 興 の 指 定 東 管 理 公 館 民 者 大 尾 平 経 費 館 費 による	決 定 中 に 要 する 額 協 定 した 指 定 期 間 中 に 要 する 額			令 和 2 年 度 令 和 6 年 度 まで	限 度 額 に 同 じ						全 額
指 春 の 指 定 日 管 理 公 館 民 者 西 木 経 費 館 費 による	決 定 中 に 要 する 額 協 定 した 指 定 期 間 中 に 要 する 額			令 和 2 年 度 令 和 6 年 度 まで	限 度 額 に 同 じ						全 額

指の春の 指定日 管理公 定管民 者大に 安館に す要 る館費 よ分経 に寺る	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				令和2年 令和6年 度から 度まで	限度額 に同じ				全額
指の春の 指定日 管理公 定管民 者南に 美る す要 る館費 よ分経 に館る	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				令和2年 令和6年 度から 度まで	限度額 に同じ				全額
指の二の 指定名 管理公 定管民 者二に す要 る館費 よ分経 に名る	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				令和2年 令和6年 度から 度まで	限度額 に同じ				全額
指の二の 指定名 管理公 定管民 者西に 登美ヶ す要 る館費 よ分経 に丘る	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				令和2年 令和6年 度から 度まで	限度額 に同じ				全額
指の京の 指定西 管理公 定管民 者平に す要 る館費 よ分経 に松る	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				令和2年 令和6年 度から 度まで	限度額 に同じ				全額
指の伏の 指定見 管理公 定管民 者池に め分 る館費 よ分経 に池る	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				令和2年 令和6年 度から 度まで	限度額 に同じ				全額

事 項	限 度 額	前年度(見込)額		当該年度(予定)額		左 の 財 源 内 訳					
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源	
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
指 平 の 指 飛 鳥 管 理 公 館 要 者 紀 者 館 費 管 理 公 館 要 者 紀 者 館 費 定 城 管 理 公 館 要 者 紀 者 館 費	協 定 に 基 づ き 決 定 し た 指 定 期 間 中 に お け る 管 理 に 要 す る 額			令 和 2 年 度 以 降 の 支 出 額	令 和 6 年 度 以 降 の 支 出 額						全 額
指 飛 鳥 管 理 公 館 要 者 紀 者 館 費 管 理 公 館 要 者 紀 者 館 費 定 城 管 理 公 館 要 者 紀 者 館 費	協 定 に 基 づ き 決 定 し た 指 定 期 間 中 に お け る 管 理 に 要 す る 額			令 和 2 年 度 以 降 の 支 出 額	令 和 6 年 度 以 降 の 支 出 額						全 額
指 都 の 指 跡 管 理 公 館 要 者 紀 者 館 費 管 理 公 館 要 者 紀 者 館 費 定 城 管 理 公 館 要 者 紀 者 館 費	協 定 に 基 づ き 決 定 し た 指 定 期 間 中 に お け る 管 理 に 要 す る 額			令 和 2 年 度 以 降 の 支 出 額	令 和 6 年 度 以 降 の 支 出 額						全 額

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正		前	補 正		後
	前			後		
	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額		当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	
1. 普 通 債	9,135,100	99,730,639	9,099,100	99,694,639		
(1) 土 木	4,375,400	33,301,227	4,339,400	33,265,227		
2. 災 害 復 旧 債	36,300	181,213	37,800	182,713		
(2) そ の 他	4,300	12,242	5,800	13,742		
3. そ の 他	5,297,300	99,357,341	5,305,000	99,365,041		
(1) 消 防	61,000	2,257,109	68,700	2,264,809		
合 計	14,468,700	199,269,193	14,441,900	199,242,393		

2. 土地区画整理事業特別会計  
 (1) 土地区画整理事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

( 歳 入 ) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金	1,756,855	44,000	1,800,855
5 市債	1,915,000	36,000	1,951,000
歳 入 合 計	4,374,000	80,000	4,454,000

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	2,964,000	80,000	3,044,000	44,000	36,000	—	
歳 出 合 計	4,374,000	80,000	4,454,000	44,000	36,000	—	



2. 歳入

第1款 国庫支出金

第1項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 西大寺駅南地区土地 区画整理事業費国庫 交付金	1,510,522	44,000	1,554,522	1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費交付金	44,000	社会資本整備総合交付金	
計	1,756,855	44,000	1,800,855				

土地区画整理事業特別会計

第5款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 西大寺駅南地区土地 区画整理事業債	1,361,400	36,000	1,397,400	1 西大寺駅南地 区土地区画整 理事業債	36,000	西大寺駅南地区土地区画整理事業債	
計	1,915,000	36,000	1,951,000				

土地区画整理事業特別会計

3. 歳出

第1款 西大寺駅南地区土地区画整理事業費

第1項 西大寺駅南地区土地区画整理事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	2,964,000	80,000	3,044,000	80,000 特定財源 (内訳) 国庫支出金 44,000 市債 36,000	22 補償補填及び賠償金	80,000	西大寺駅南地区土地区画整理社会資本整備 総合交付金事業
計	2,964,000	80,000	3,044,000	特定財源 一般財源			

土地区画整理事業特別会計

(2) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査

( 単位 千円 )

区 分	補 正 前		補 正 後	
	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額
	当該年度中起債見込額		当該年度中起債見込額	
土 木 債	1,915,000	6,531,815	1,951,000	6,567,815
計	1,915,000	6,531,815	1,951,000	6,567,815

# 一般会計及び特別会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

会計款 性質区分	一般会計											特別会計						
	議 会 費	総 務 費	民 生 費	衛 生 費	勞 働 費	農 林 水 産 業 費	商 工 費	観 光 費	土 木 費	消 防 費	教 育 費		災 害 復 旧 費	諸 支 出 金	合 計			
人件費	△ 10,273	△ 143,668	△ 13,555	27,234	△ 1,302	9,566	28,274	3,300	14,709	60,399	32,400			7,084				
維持補修費									1,435					1,435				
補助費等		505									30,000			30,505				
投資的経費		462	26,265	1,549		△ 1,622			△ 77,767	3,665	△ 7,106	5,000		△ 49,554			80,000	
普通建設事業		462	26,265	1,549		△ 1,622			△ 77,767	3,665	△ 7,106			△ 54,554			80,000	
補助			26,265						△ 80,000					△ 53,735			80,000	
単独		462		1,549		△ 1,622			2,233	3,665	△ 7,106			△ 819				
災害復旧事業												5,000		5,000				
単独												5,000		5,000				
貸付及び積立金			56,630								2,411		86,900	145,941				
計	△ 10,273	△ 142,701	69,340	28,783	△ 1,302	7,944	28,274	3,300	△ 61,623	64,064	57,705	5,000	86,900	135,411			80,000	

## 維持補修費の内訳表

附表1 (単位:千円)

<div style="text-align: right;">節</div> <div style="text-align: left;">会計及び款</div>	維持補修費	計
土木費	1,435	1,435
一般会計合計	1,435	1,435

## その他経費の内訳表

附表2 (単位:千円)

<div style="text-align: right;">節</div> <div style="text-align: left;">会計及び款</div>	負担金及び補助交付金	積立金	計
総務費	505		505
民生費		56,630	56,630
教育費	30,000	2,411	32,411
諸支出金		86,900	86,900
一般会計合計	30,505	145,941	176,446

# 投資的経費一覽表

(単位:千円)

款	補単	事業名	予算額	財源内訳				概要説明	
				国	県	地方債	その他		一般
総務費			462					462	
	単	庁舎等施設整備事業	462					462	
民生費			26,265	26,265				—	
	補単	高齢者福祉施設整備事業	26,265	26,265				—	高齢者福祉施設整備費補助
衛生費			1,549					1,549	
	単	保健衛生施設整備事業	804					804	
	単	清掃施設整備事業	745					745	
農林水産業費			△ 1,622					△ 1,622	
	単	土地基盤整備事業	△ 1,622					△ 1,622	
土木費			△ 77,767	△ 44,000		△ 36,000		2,233	
	単	道路橋梁新設改良事業	2,833					2,833	

	河川堤防改修事業	△ 6,831						△ 6,831	
補單	街路事業	△ 77,950	△ 44,000	△ 36,000				2,050	減額更正
單	公園事業	3,629						3,629	
單	公営住宅整備事業	552						552	
消 防 費		3,665		7,700				△ 4,035	
	消防施設整備事業	3,665		7,700				△ 4,035	自家給油取扱所建設
教 育 費		△ 7,106						△ 7,106	
單	小学校施設整備事業	286						286	
單	中学校施設整備事業	△ 7,392						△ 7,392	
災 害 復 旧 費		5,000		1,500	2,500			—	
單	農林業用施設災害復旧事業	5,000		1,500分	2,500			—	農地
一 般	會 計 合 計	△ 49,554	△ 17,735	△ 26,800	2,500		1,000	△ 8,519	



款	補単	事業名	予算額	財源内訳				概要説明	
				国	県	地方債	その他		一般
西大寺駅 南地区土地			80,000	44,000		36,000		—	
区画整理 事業	補	西大寺駅南地区 土地区画整理事業	80,000	44,000		36,000		—	建物移転補償
特別	会	合計	80,000	44,000		36,000		—	
総	計	合計	30,446	26,265	2,500	9,200	1,000	△ 8,519	

## 令和元年度奈良市水道事業会計 補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和元年度奈良市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度奈良市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	8,799,000千円	29,200千円	8,828,200千円
第1項 営業費用	8,201,117千円	29,200千円	8,230,317千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,414,700千円」を「不足する額2,343,252千円」に、「当年度分損益勘定留保資金412,408千円」を「当年度分損益勘定留保資金340,960千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	4,347,700千円	△71,448千円	4,276,252千円
第1項 建設改良費	2,462,239千円	△71,448千円	2,390,791千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	1,455,745千円	△42,248千円	1,413,497千円

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

## 附 属 書 類

1. 令和元年度 奈良市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画
2. 令和元年度 奈良市水道事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書（第2号）
3. 令和元年度 奈良市水道事業給与費明細書（第2号）
4. 令和元年度 奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第2号）
5. 令和元年度 奈良市水道事業会計補正予算（第2号）参考書

令和元年度奈良市水道事業会計

補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費用			8,799,000	29,200	8,828,200	
	1. 営業費用		8,201,117	29,200	8,230,317	
		1. 原水及び浄水費	2,443,700	26,414	2,470,114	
		2. 配水費	413,045	△ 8,557	404,488	
		3. 給水費	190,914	△ 24,202	166,712	
		4. 施設管理費	478,177	22,152	500,329	
		5. 受託工事費	23,456	△ 9,993	13,463	
		6. 業務費	352,140	6,414	358,554	
		7. 総係費	836,256	12,456	848,712	
		8. 東部管理費	117,764	5,356	123,120	
		9. 都祁管理費	156,832	△ 424	156,408	
		10. 月ヶ瀬管理費	64,951	△ 416	64,535	

資 本 的 収 入 及 び 支 出  
支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			4,347,700	△71,448	4,276,252	
	1. 建設改良費		2,462,239	△71,448	2,390,791	
		1. 配水施設費	102,901	△2,742	100,159	
		2. 施 設 費	707,651	3,863	711,514	
		3. 配水施設改良費	1,342,971	△60,833	1,282,138	
		4. 受託配水管改良費	174,659	△11,736	162,923	

令和元年度奈良市水道事業会計補正予定  
キャッシュ・フロー計算書（第2号）  
（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益（△は純損失）	421,568	
減価償却費	3,062,787	
引当金の増減額（△は減少）	△ 8,719	
長期前受金戻入額	△ 1,319,321	
受取利息	△ 500	
支払利息	228,735	
ダム負担金利息	53,725	
固定資産除却損	38,336	
未収金の増減額（△は増加）	374	
未収消費税等の増減額（△は増加）	△ 131,678	
短期貸付金の増減額（△は増加）	33,662	
未払金の増減額（△は減少）	△ 89,532	
未払消費税等の増減額（△は減少）	△ 47,174	
その他流動資産の増減額（△は増加）	19	
小計	2,242,282	
利息の受取額	500	
利息の支払額	△ 282,460	
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,960,322	
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 2,415,089	
負担金による収入	503,770	
分担金による収入	283,384	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,627,935	
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
一時借入れによる収入	500,000	
一時借入金の返済による支出	△ 500,000	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,098,200	
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,122,369	
長期割賦金の償還による支出	△ 672,724	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 696,893	
資金減少額	364,506	
資金期首残高	6,665,349	
資金期末残高	6,300,843	

令和元年度奈良市水道事業給与費明細書（第2号）

1. 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計	
	特別職	一般職	給 料	手 当	報 酬	計			
補 正 後	損益勘定支弁職員	1	120 [16]	528,949	501,257		1,030,206	193,092	1,223,298
	資本勘定支弁職員		22 [1]	86,744	70,771		157,515	32,684	190,199
	合 計	1	142 [17]	615,693	572,028		1,187,721	225,776	1,413,497
補 正 前	損益勘定支弁職員	1	118 [18]	520,065	480,283		1,000,348	193,750	1,194,098
	資本勘定支弁職員		30 [1]	119,406	97,280		216,686	44,961	261,647
	合 計	1	148 [19]	639,471	577,563		1,217,034	238,711	1,455,745
比 較	損益勘定支弁職員		2 [△2]	8,884	20,974		29,858	△ 658	29,200
	資本勘定支弁職員		△ 8	△ 32,662	△ 26,509		△ 59,171	△ 12,277	△ 71,448
	合 計		△ 6 [△2]	△ 23,778	△ 5,535		△ 29,313	△ 12,935	△ 42,248

[ ] は再任用職員の外数

(単位：千円)

区 分	初任給	管理職	扶 養	地 域	住 居	通 勤	特殊勤務	時間外勤務	末期	勤 勉	管理職員特別勤務	单身赴任	特 例一時金	児 童	退 職給付費
補正後		31,613	24,269	67,337	11,175	19,471	315	41,427	169,994	109,170	1,257	648		15,175	80,177
補正前		32,489	26,286	69,842	11,011	20,397	458	40,404	175,256	117,414	2,049	0		15,640	66,317
比 較		△ 876	△ 2,017	△ 2,505	164	△ 926	△ 143	1,023	△ 5,262	△ 8,244	△ 792	648		△ 465	13,860



2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	△ 23,778	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 23,778	
手 当	△ 5,535	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 5,535	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一 般 職
平均給料月額 (円)	330,600
令和元年10月1日現在 平均給与月額 (円)	445,542
平均年齢 (歳)	43.3
平均給料月額 (円)	338,022
平成31年1月1日現在 平均給与月額 (円)	439,903
平均年齢 (歳)	43.0

(2) 初任給

区 分	一 般 職 (円)	一般会計の制度 (円)
高 校 卒	153,000	同 左
短 大 卒	164,200	
大 学 卒	187,200	

(3) 級別職員数 [ ] は再任用職員の職員数及び構成比 (単位：人・%)

区分	一般職			構成比
	級	職員数	構成比	
令和元年10月1日現在	1	4	2.8	
	2	16	11.3	
	3	41 〔17〕	28.9 〔100.0〕	
	4	39	27.5	
	5	26	18.3	
	6	4	2.8	
	7	7	4.9	
	8	3	2.1	
	9	2	1.4	
	10			
	計	142 〔17〕	100.0 〔100.0〕	
平成31年1月1日現在	1	4	2.7	
	2	20	13.6	
	3	39 〔21〕	26.5 〔100.0〕	
	4	40	27.2	
	5	27	18.4	
	6	4	2.7	
	7	8	5.4	
	8	3	2.1	
	9	2	1.4	
	10			
	計	147 〔21〕	100.0 〔100.0〕	

(級別の標準的な職務内容)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	事務職員 技術職員	主 事	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

(4) 昇給

区 分		一 般 職				
補 正 後	職 員 数	(A) (人)	1 4 2			
	昇給に係る職員数	(B) (人)	9 5			
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)			
		2号給	(人)			
		3号給	(人)	7		
4号給		(人)	8 8			
比 率(B) / (A)	(%)	6 6 . 9				
補 正 前	職 員 数	(A) (人)	1 4 8			
	昇給に係る職員数	(B) (人)	1 0 2			
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)			
		2号給	(人)			
		3号給	(人)	5		
4号給		(人)	9 7			
比 率(B) / (A)	(%)	6 8 . 9				

(5) 特殊勤務手当

区	分	一 般 職
給料総額に対する比率	(%)	0.06
支給対象職員の比率 (令和元年10月1日現在)	(%)	40.14
代表的な特殊勤務手当の名称		現場処理事業手当、有害物等取扱業務手当

(6) 期末手当・勤勉手当

区	分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
		6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後		2.225 〔1.175〕	2.225 〔1.175〕	4.45 〔2.35〕	有	
補 正 前		2.225 〔1.175〕	2.225 〔1.175〕	4.45 〔2.35〕	有	
一般会計の制度		2.225 〔1.175〕	2.225 〔1.175〕	4.45 〔2.35〕	有	

〔 〕は再任用職員の支給率

(7) 定年退職及び定年前早期退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同 じ					

(8) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	
地域手当	同 じ	
住居手当	同 じ	
通勤手当	同 じ	

# 令和元年度奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第2号）

（令和2年3月31日）

（単位：千円）

		資 産 の 部	
1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ	土 地		4,138,023
ロ	建 物	4,573,659	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 2,103,696</u>	2,469,963
ハ	構 築 物	87,334,453	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 45,341,920</u>	41,992,533
ニ	機 械 及 び 装 置	19,431,310	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 14,597,643</u>	4,833,667
ホ	車 両 運 搬 具	116,398	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 75,899</u>	40,499
ヘ	器 具 備 品	203,020	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 130,707</u>	72,313
ト	建 設 仮 勘 定		1,129,794
	有 形 固 定 資 産 合 計		54,676,792
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ	ダ ム 使 用 権		18,951,680
ロ	水 利 権		31,822
ハ	そ の 他 無 形 固 定 資 産		1,188,314
	無 形 固 定 資 産 合 計		20,171,816
(3) 投 資			
イ	出 資 金		3,175
	投 資 合 計		3,175
	固 定 資 産 合 計		74,851,783
2. 流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		6,300,843
(2)	未 収 金	844,963	
	貸 倒 引 当 金	<u>△ 44,591</u>	800,372
(3)	貯 蔵 品		19,537
(4)	前 払 金		196,710
(5)	短 期 貸 付 金		13,623
(6)	そ の 他 流 動 資 産		1,089
	流 動 資 産 合 計		7,332,174
	資 産 合 計		82,183,957

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>14,226,178</u>		
企業債合計		14,226,178	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	<u>1,175,375</u>		
引当金合計		1,175,375	
(3) 長期未払割賦金		<u>537,804</u>	
固定負債合計			15,939,357
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>1,095,324</u>		
企業債合計		1,095,324	
(2) ダム割賦負担金		519,287	
(3) 未払金		288,451	
(4) 前受金		20,534	
(5) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>108,972</u>		
引当金合計		108,972	
(6) 預り金		<u>384,178</u>	
流動負債合計			2,416,746
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金	52,941,661		
(2) 収益化累計額	<u>△ 23,834,918</u>	<u>29,106,743</u>	
繰延収益合計			<u>29,106,743</u>
負債合計			47,462,846



資 本 の 部

6. 資 本 金		13,082,951
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	1,364,952	
ロ 諸 補 助 金	106,602	
ハ 分 担 金	5,401,638	
ニ 負 担 金 そ の 他 諸 収 入	11,743,704	
資 本 剰 余 金 合 計		18,616,896
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 水 道 老 朽 施 設 更 新 積 立 金	800,000	
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	2,221,264	
利 益 剰 余 金 合 計		3,021,264
剰 余 金 合 計		21,638,160
資 本 合 計		34,721,111
負 債 資 本 合 計		82,183,957

令和元年度奈良市水道事業会計

補正予算（第2号）参考書

収益的収入及び支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費				8,799,000	29,200	8,828,200	
	1. 営業費用			8,201,117	29,200	8,230,317	
		1. 原水及び浄水費		2,443,700	26,414	2,470,114	
			(1) 給 料	81,440	12,283	93,723	
			(2) 手 当	49,848	7,669	57,517	
			(3) 賞与引当金繰入額	13,418	3,320	16,738	
			(6) 法定福利費	28,231	3,142	31,373	
		2. 配水費		413,045	△8,557	404,488	
			(1) 給 料	29,669	△3,439	26,230	
			(2) 手 当	18,686	△2,462	16,224	
			(3) 賞与引当金繰入額	4,701	△416	4,285	
			(6) 法定福利費	10,909	△2,240	8,669	
		3. 給水費		190,914	△24,202	166,712	
			(1) 給 料	54,068	△12,953	41,115	
			(2) 手 当	30,236	△5,391	24,845	
			(3) 賞与引当金繰入額	8,637	△1,565	7,072	
			(6) 法定福利費	17,920	△4,293	13,627	

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
		4. 施設管理費		478,177	22,152	500,329	
			(1) 給 料	69,104	10,503	79,607	
			(2) 手 当	42,741	6,916	49,657	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	11,594	2,712	14,306	
			(6) 法定福利費	24,891	2,021	26,912	
		5. 受託工事費		23,456	△9,993	13,463	
			(1) 給 料	9,197	△4,875	4,322	
			(2) 手 当	5,841	△2,518	3,323	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	1,640	△855	785	
			(6) 法定福利費	3,257	△1,745	1,512	
		6. 業 務 費		352,140	6,414	358,554	
			(1) 給 料	20,307	2,179	22,486	
			(2) 手 当	12,267	2,505	14,772	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	3,125	737	3,862	
			(6) 法定福利費	6,953	993	7,946	
		7. 総 係 費		836,256	12,456	848,712	
			(1) 給 料	216,497	3,406	219,903	
			(2) 手 当	154,076	△7,916	146,160	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	35,797	2,997	38,794	
			(6) 法定福利費	73,109	109	73,218	
			(8) 退職給付費	66,317	13,860	80,177	
		8. 東部管理費		117,764	5,356	123,120	
			(1) 給 料	28,960	1,516	30,476	
			(2) 手 当	18,281	2,377	20,658	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	4,583	961	5,544	
			(6) 法定福利費	10,395	502	10,897	

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
		9.都祁管理費		156,832	△424	156,408	
			(1)給料	6,284	264	6,548	
			(2)手当	5,400	△605	4,795	
			(3)賞与引当金繰入額	1,041	95	1,136	
			(6)法定福利費	2,333	△178	2,155	
		10.月ヶ瀬管理費		64,951	△416	64,535	
			(2)手当	5,039	△191	4,848	
			(3)賞与引当金繰入額	804	28	832	
			(6)法定福利費	1,963	△253	1,710	

資 本 的 収 入 及 び 支 出  
支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.資本的支出				4,347,700	△71,448	4,276,252	
	1.建設改良費			2,462,239	△71,448	2,390,791	
		1.配水施設費		102,901	△2,742	100,159	
			(1)給料	33,582	△670	32,912	
			(2)手当	22,477	△1,746	20,731	
			(3)賞与引当金繰入額	5,884	164	6,048	
			(6)法定福利費	11,795	△490	11,305	

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
		2. 施設費		707,651	3,863	711,514	
			(1) 給料	14,002	1,519	15,521	
			(2) 手当	9,825	1,276	11,101	
			(3) 賞与引当金 繰入額	2,371	479	2,850	
			(6) 法定福利費	4,917	589	5,506	
		3. 配水施設 改良費		1,342,971	△60,833	1,282,138	
			(1) 給料	59,982	△29,014	30,968	
			(2) 手当	38,354	△17,284	21,070	
			(3) 賞与引当金 繰入額	10,177	△4,755	5,422	
			(6) 法定福利費	20,631	△9,780	10,851	
		4. 受託配水管 改良費		174,659	△11,736	162,923	
			(1) 給料	11,840	△4,497	7,343	
			(2) 手当	9,453	△4,659	4,794	
			(3) 賞与引当金 繰入額	2,089	△791	1,298	
			(6) 法定福利費	4,268	△1,789	2,479	

令和元年度奈良市下水道事業会計  
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和元年度奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度奈良市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 下水道事業費用	7,994,000千円	△9,306千円	7,984,694千円
第1項 営業費用	7,323,327千円	△9,306千円	7,314,021千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,403,000千円」を「不足する額1,371,375千円」に、「当年度分損益勘定留保資金260,938千円」を「当年度分損益勘定留保資金229,313千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	4,448,000千円	△31,625千円	4,416,375千円
第1項 建設改良費	873,529千円	△31,625千円	841,904千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	252,225千円	△40,931千円	211,294千円

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

## 附 属 書 類

1. 令和元年度 奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 令和元年度 奈良市下水道事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書（第1号）
3. 令和元年度 奈良市下水道事業給与費明細書（第1号）
4. 令和元年度 奈良市下水道事業補正予定貸借対照表（第1号）
5. 令和元年度 奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）参考書

令和元年度奈良市下水道事業会計  
補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業費用			7,994,000	△9,306	7,984,694	
	1. 営業費用		7,323,327	△9,306	7,314,021	
		1. 管 渠 費	275,857	△3,385	272,472	
		4. 普及指導費	65,176	△8,031	57,145	
		6. 総 係 費	257,698	2,110	259,808	

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			4,448,000	△31,625	4,416,375	
	1. 建設改良費		873,529	△31,625	841,904	
		1. 管渠建設費	238,228	△31,625	206,603	



# 令和元年度奈良市下水道事業会計補正予定

## キャッシュ・フロー計算書（第1号）

（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	△ 262,879
減価償却費	3,903,795
引当金の増減額（△は減少）	2,743
長期前受金戻入額	△ 2,404,439
支払利息	479,589
固定資産除却損	11,020
未収金の増減額（△は増加）	△ 39,348
未払金の増減額（△は減少）	△ 41,010
未払消費税等の増減額（△は減少）	5,367
その他流動資産の増減額（△は増加）	△ 17
小計	1,654,821
利息の支払額	△ 479,589
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,175,232
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 561,601
無形固定資産の取得による支出	△ 266,621
国庫補助金等による収入	115,448
受益者負担金等による収入	39,288
一般会計からの繰入金による収入	894,834
投資活動によるキャッシュ・フロー	221,348
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	1,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,930,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,763,139
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,832,439
資金減少額	435,859
資金期首残高	783,251
資金期末残高	347,392

令和元年度奈良市下水道事業給与費明細書（第1号）

1. 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特別職	一般職	給 料	手 当	報 酬	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	16 [4]	75,990	69,413		145,403	27,346	172,749
	資本勘定支弁職員	5	18,131	13,812		31,943	6,602	38,545
	合 計	21 [4]	94,121	83,225		177,346	33,948	211,294
補 正 前	損益勘定支弁職員	17 [4]	79,399	73,104		152,503	29,552	182,055
	資本勘定支弁職員	8	32,977	24,289		57,266	12,904	70,170
	合 計	25 [4]	112,376	97,393		209,769	42,456	252,225
比 較	損益勘定支弁職員	△ 1	△ 3,409	△ 3,691		△ 7,100	△ 2,206	△ 9,306
	資本勘定支弁職員	△ 3	△ 14,846	△ 10,477		△ 25,323	△ 6,302	△ 31,625
	合 計	△ 4	△ 18,255	△ 14,168		△ 32,423	△ 8,508	△ 40,931

[ ] は再任用職員の外数

(単位：千円)

区分	初任給	管理職	扶養	地域	住居	通勤	特殊勤務	時間外勤務	期末	勤勉	管理職員特別勤務	特例一時金	児童	退職給付費
補正後		3,462	4,176	10,179	1,836	3,222	11	8,514	23,499	15,114	55		2,300	10,857
補正前		5,097	4,218	12,174	1,629	2,968	44	9,537	29,140	19,893	104		2,460	10,129
比較		△ 1,635	△ 42	△ 1,995	207	254	△ 33	△ 1,023	△ 5,641	△ 4,779	△ 49		△ 160	728

(単位：千円)

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	△ 18,255	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 18,255	
手 当	△ 14,168	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 14,168	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一 般 職
平均給料月額 (円)	333,998
令和元年10月1日現在	443,615
平均年齢 (歳)	45.0
平均給料月額 (円)	346,240
平成31年1月1日現在	435,472
平均年齢 (歳)	43.8

(2) 初任給

区 分	一 般 職 (円)	一般会計の制度 (円)
平成31年1月1日	高 校 卒	同 左
	短 大 卒	
	大 学 卒	
	153,000	
	164,200	
	187,200	

(3) 級別職員数 [ ] は再任用職員の職員数及び構成比 (単位：人・%)

区分	一般職			構成比
	級	職員数		
令和元年10月1日現在	1			
	2	1		4.8
	3	7 [4]		33.3 [100.0]
	4	8		38.1
	5	3		14.2
	6	1		4.8
	7	1		4.8
	8			
	9			
	10			
	計	21 [4]		100.0 [100.0]
平成31年1月1日現在	1			
	2	2		8.0
	3	7 [5]		28.0 [100.0]
	4	9		36.0
	5	4		16.0
	6	1		4.0
	7	1		4.0
	8	1		4.0
	9			
	10			
	計	25 [5]		100.0 [100.0]

(級別の標準的な職務内容)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	事務職員 技術職員	主事	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

(4) 昇給

区分		分				一般職		
補正後	職員数	(A)	(人)			21		
	昇給に係る職員数	(B)	(人)			13		
	号給数別内訳	1号給	(人)					
		2号給	(人)					
		3号給	(人)					
4号給		(人)				13		
比率(B) / (A)	(%)				61.9			
補正前	職員数	(A)	(人)			25		
	昇給に係る職員数	(B)	(人)			16		
	号給数別内訳	1号給	(人)					
		2号給	(人)					
		3号給	(人)					
4号給		(人)				16		
比率(B) / (A)	(%)				64.0			

(5) 特殊勤務手当

区	分	全	職	種
給料総額に対する比率	(%)	0.01		
支給対象職員の比率 (令和元年10月1日現在)	(%)	66.67		
代表的な特殊勤務手当の名称		現場処理作業手当		

(6) 期末手当・勤勉手当

区	分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
		6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後		2.225 〔1.175〕	2.225 〔1.175〕	4.45 〔2.35〕	有	
補正前		2.225 〔1.175〕	2.225 〔1.175〕	4.45 〔2.35〕	有	
一般会計の制度		2.225 〔1.175〕	2.225 〔1.175〕	4.45 〔2.35〕	有	

〔 〕は再任用職員の支給率



(7) 定年退職及び定年前早期退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同 じ					

(8) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	
地域手当	同 じ	
住居手当	同 じ	
通勤手当	同 じ	

# 令和元年度奈良市下水道事業補正予定貸借対照表（第1号）

（令和2年3月31日）

（単位：千円）

		資 産 の 部	
1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ	土 地		1,618,453
ロ	建 物	612,055	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 162,864	449,191
ハ	構 築 物	113,652,724	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 20,734,739	92,917,985
ニ	機 械 及 び 装 置	3,137,525	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 1,432,886	1,704,639
ホ	車 両 運 搬 具	7,214	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 1,613	5,601
ヘ	器 具 備 品	6,245	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 514	5,731
ト	建 設 仮 勘 定		103,214
	有 形 固 定 資 産 合 計		96,804,814
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ	施 設 利 用 権		4,622,968
	無 形 固 定 資 産 合 計		4,622,968
	固 定 資 産 合 計		101,427,782
2. 流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		347,392
(2)	未 収 金	803,050	
	貸 倒 引 当 金	△ 25,223	777,827
(3)	前 払 金		80,190
(4)	そ の 他 流 動 資 産		41
	流 動 資 産 合 計		1,205,450
	資 産 合 計		102,633,232

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>36,535,780</u>		
企業債合計		36,535,780	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	<u>53,445</u>		
引当金合計		<u>53,445</u>	
固定負債合計			36,589,225
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>3,366,046</u>		
企業債合計		3,366,046	
(2) 未払金		126,180	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>16,182</u>		
引当金合計		<u>16,182</u>	
流動負債合計			3,508,408
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金	77,684,978		
(2) 収益化累計額	<u>△ 13,735,670</u>	<u>63,949,308</u>	
繰延収益合計			63,949,308
負債合計			<u>104,046,941</u>

資 本 の 部

6. 資 本 金		365,118
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 補 助 金	687,037	
ロ その他資本剰余金	<u>661,061</u>	
資本剰余金合計		1,348,098
(2) 欠 損 金		
イ 当年度未処理欠損金	<u>3,126,925</u>	
欠 損 金 合 計		<u>3,126,925</u>
剰 余 金 合 計		<u>△ 1,778,827</u>
資 本 合 計		<u>△ 1,413,709</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>102,633,232</u></u>

令和元年度奈良市下水道事業会計  
補正予算（第1号）参考書

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業費用				7,994,000	△9,306	7,984,694	
	1. 営業費用			7,323,327	△9,306	7,314,021	
		1. 管渠費		275,857	△3,385	272,472	
			(1) 給料	20,648	△562	20,086	
			(2) 手当	12,619	△1,825	10,794	
			(3) 賞与引当金繰入額	3,290	△378	2,912	
			(6) 法定福利費	6,808	△620	6,188	
		4. 普及指導費		65,176	△8,031	57,145	
			(1) 給料	18,988	△5,397	13,591	
			(2) 手当	9,777	△1,026	8,751	
			(3) 賞与引当金繰入額	2,810	△256	2,554	
			(6) 法定福利費	6,197	△1,352	4,845	
		6. 総係費		257,698	2,110	259,808	
			(1) 給料	39,763	2,550	42,313	
			(2) 手当	29,778	△1,635	28,143	
			(3) 賞与引当金繰入額	6,801	704	7,505	
			(6) 法定福利費	14,447	△237	14,210	
			(8) 退職給付費	10,129	728	10,857	

資 本 的 収 入 及 び 支 出  
支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資 本 的 支 出				4,448,000	△31,625	4,416,375	
	1. 建設改良費			873,529	△31,625	841,904	
		1. 管渠建設費		238,228	△31,625	206,603	
			(1) 給 料	32,977	△14,846	18,131	
			(2) 手 当	19,503	△8,380	11,123	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	5,724	△2,513	3,211	
			(6) 法定福利費	11,966	△5,886	6,080	

## 奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第24条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第24条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第25条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第28条第5項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

(奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「、若しくは失職し」を削る。

(奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市条例第6号)の一部を次

のように改正する。

第14条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第24条第1項及び第4項、第24条の2第2号（新条例第25条第5項及び第28条第6項において準用する場合を含む。）、第25条第1項及び第2項第1号並びに第28条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による欠格事項の見直しに伴い、所要の文言整理を行おうとするものである。



## 奈良市人権文化センター条例の一部改正について

奈良市人権文化センター条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市人権文化センター条例の一部を改正する条例

奈良市人権文化センター条例（平成14年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、同様とする」を「同様とする」に改める。

第5条中「次の」の次に「各号の」を加え、同条第3号中「き損」を「毀損」に改める。

第6条第1項中「次の」の次に「各号の」を加える。

第9条第1項中「利用」を「使用」に、「き損」を「毀損」に改める。

第11条中「利用」を「使用」に改め、同条第1号中「き損」を「毀損」に改める。

第12条中「次の」の次に「各号の」を加え、同条の次に次の4条を加える。

（指定管理者）

第12条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるセンター（奈良市北人権文化センターに限る。以下この条から第12条の4までにおいて同じ。）の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) センターの施設等の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、センターを管理しなければならない。

（開館時間）

第12条の3 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第12条の4 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

(指定管理者がセンターの管理に関する業務を行うセンターについてのこの条例の適用)

第12条の5 指定管理者がセンターの管理に関する業務を行うセンターについてこの条例の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条の見出し	許可	承認
第4条	市長	指定管理者
	許可	承認
第5条の見出し	不許可	不承認
第5条	市長	指定管理者
	許可	承認
第6条の見出し	許可	承認
第6条第1項	市長	指定管理者
	許可	承認
第6条第2項	許可	承認
	市	市長及び指定管理者
第8条並びに第11条第3号及び第4号	許可	承認

第12条	市長	指定管理者
------	----	-------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長が行った施行日以後の使用に係る奈良市北人権文化センターの使用許可及び市長に対して行われた当該使用許可の申請は、施行日以後においては、指定管理者が行った奈良市北人権文化センターの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

(提案理由)

北人権文化センターについて、指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行おうとするものである。

## 奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項ただし書中「、第15条第1項において」の次に「読み替えて」を加え、「イからクまで」を削る。

第15条第1項の表第33条第8号アの項読み替えられる字句の欄中「又は」を「（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（」に、「準耐火建築物（」を「準耐火建築物をいい、」に、「除く。）」を「除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」に改め、同項読み替える字句の欄中「耐火建築物」を「建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物」に改める。

附則第3条中「5年間」を「10年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

基準省令の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の耐火性能に係る設備基準に関する

る規定の整備等を行おうとするものである。

## 奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年奈良市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第33条第8号中「のイからクまでの」を「に掲げる」に改め、同号ア中「建築基準法」を「耐火建築物（建築基準法）」に改め、「規定する耐火建築物」の次に「をいう。以下この号において同じ。）」を加え、「同条第9号の3」を「準耐火建築物（同条第9号の3）」に、「（同号ロ）を「をいい、同号ロ）」に、「除く。）」を「除く。）」（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

基準省令の一部改正に伴い、保育所の耐火性能に係る設備基準に関する規定の整備を行うようとするものである。

## 奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和55年奈良市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「第30条の26第1項」を「第30条の16第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、引用条文の整理を行おうとするものである。

## 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部改正について

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部を改正する条例

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（平成21年奈良市条例第34号）の一部を次のように改正する。

前文中「学校」の次に「、地域自治協議会」を加える。

第1条中「及び学校」を「、学校及び地域自治協議会」に改める。

第2条第2号中「学校」の次に「、地域自治協議会」を加え、同条に次の1号を加える。

(8) 地域自治協議会 共同体意識の形成が可能な一定の地域（おおむね市立小学校の通学区域をいう。）において、当該地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のものが一体となって民主的に運営し、地域づくりを行う組織で、市長の認定を受けて設置するものをいう。

第3条第3号中「すべて」を「全て」に改める。

第4条第2号及び第3号並びに第5条から第7条までの規定中「学校」の次に「、地域自治協議会」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（地域自治協議会の役割）

第8条の2 地域自治協議会は、地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちづくりの推進に努めるものとする。

2 地域自治協議会は、民主的で透明性の確保された運営を行い、市民に開かれた取組を行わなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する事項は、規則で定める。



第9条第1項中「及び学校」を「、学校及び地域自治協議会」に改め、同条第2項中「及び事業者」を「、事業者及び地域自治協議会」に改める。

第10条第1項中「及び学校」を「、学校及び地域自治協議会」に改め、同条第2項中「学校」の次に「、地域自治協議会」を加える。

第11条中「及び学校」を「、学校及び地域自治協議会」に改める。

第13条中「及び学校」を「、学校及び地域自治協議会」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第1号及び第2号中「及び事業者」を「、事業者及び地域自治協議会」に改める。

第14条第1項から第3項までの規定中「及び学校」を「、学校及び地域自治協議会」に改める。

第17条中「市民公益活動団体」の次に「及び地域自治協議会」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正後の奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例第2条第8号の認定に相当する認定を受けて設置されている組織は、同号の認定を受けて設置されている地域自治協議会とみなす。

(提案理由)

地域自治協議会の役割を追加するほか、所要の改正を行おうとするものである。

## 奈良市地域ふれあい会館条例の一部改正について

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例

奈良市地域ふれあい会館条例（平成8年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

奈良市佐保地域ふれあい会館	奈良市法蓮町291番地の3
---------------	---------------

別表奈良市東里地域ふれあい会館の項の次に次のように加える。

奈良市佐保地域ふれあい会館	和室1	200
	和室2	200
	和室3	460
	会議室A	810
	会議室B	560

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（奈良市公民館条例の一部改正）

- 2 奈良市公民館条例（昭和39年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項の表若草公民館佐保分館の項を削る。

(提案理由)

若草公民館佐保分館を地域ふれあい会館に移行しようとするものである。

## 奈良市体育施設条例の一部改正について

奈良市体育施設条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例（昭和60年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2プールの部中「屋外プール」を「奈良市青山プール」に改める。

別表第5屋外プールの部中「屋外プール」を「奈良市青山プール」に改め、同部個人使用（1人当たり）の款大人の項を次のように改める。

大人	市内に住所を有する 65歳以上の者	円 150	円 200
	上記以外の者	300	400

別表第5奈良市ならやま屋内温水プールの部個人使用（1人当たり）の款大人の項を次のように改める。

大人	市内に住所を有する 65歳以上の者	1回につき	円 300
		回数券（11回分）	3,000
	上記以外の者	1回につき	600
		回数券（11回分）	6,000

別表第5奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プールの部個人使用（1人当たり）の款大人の項を次のように改める。

大人	市内に住所を有する 65歳以上の者	1回につき	300
		回数券（11回分）	3,000

	上記以外の者	1回につき	600
		回数券(11回分)	6,000

別表第5 奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プールの部個人使用(1人当たり)の款小人の項中「400」を「300」に、「4,000」を「3,000」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に発行されているこの条例による改正前の奈良市体育施設条例別表第5の回数券は、当分の間、使用することができる。
- 3 この条例による改正後の奈良市体育施設条例別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、青山プール、ならやま屋内温水プール及び西部生涯スポーツセンター屋内温水プールにおける料金体系を改定しようとするものである。

## 奈良市営住宅条例の一部改正について

奈良市営住宅条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「若しくは水道料金」を「、水道料金」に、「について未納の額」を「その他の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をもつて賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第14条に次の1項を加える。

3 前条の連帯保証人が保証する極度額（民法（明治29年法律第89号）第465条の2第1項に規定する極度額をいう。）は、前条の規定により市営住宅入居請書を提出した日が属する年度の第17条第3項に規定する近傍同種の住宅の家賃の1年分に相当する額とする。

第19条第1項中「（次条第3号及び第4号に掲げる費用を除く。）は」を「は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除き」に改め、同条第3項中「第1項に掲げる修繕」を「市営住宅及び共同施設の修繕」に、「同項」を「第1項」に改める。

第33条第1項中「第12条第5項」を「第12条第6項」に改める。

第38条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第38条の4の3第5項中「第12条第4項」を「第12条第5項」に改める。

第47条中「第12条第5項」を「第12条第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に利息が生じた場合におけるその利息を生ずべき近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に係る利率については、この条例による改正後の奈良市営住宅条例第38条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

民法の一部改正に伴い、敷金に係る規定の整備、連帯保証人の保証上限額の設定等所要の規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市消防団条例の一部改正について

奈良市消防団条例の一部を次のように改正しようとする。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市消防団条例の一部を改正する条例

奈良市消防団条例（平成12年奈良市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1,000人」を「1,030人」に改める。

第5条中「次の」の次に「各号の」を加え、同条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条の次に次の1条を加える。

（休団）

第5条の2 長期間消防団活動に従事することができない団員は、3年を超えない範囲内で、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 団員が休団をしようとするときは、あらかじめ文書をもって、団長にあっては市長、団長以外の団員にあっては団長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 休団中の団員が復帰しようとするときは、前項の規定を準用する。

4 休団中の団員が復帰したときの階級は、休団をした日に当該団員が属していた階級とする。

5 休団中の団員については、第7条第2項第1号、第10条及び第11条の規定は、適用しない。

第7条第1項中「次の」の次に「各号の」を加え、同条第2項中「次の」の次に「各号の」を加え、同項第2号中「第3号」を「第2号」に改める。

第9条第1項中「次の」の次に「各号の」を加える。

第13条第2項中「就いたとき」の次に「（休団中の団員が復帰したときを含む。）」を、「離れたとき」の次に「（休団をしたときを含む。）」を加え、同条第4項に次のた



だし書を加える。

ただし、休団中の機能別団員の報酬は、支給しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定（第5条の改正規定に係る部分に限る。）、第7条の改正規定並びに第9条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

- 2 奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年奈良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 奈良市消防団条例（平成12年奈良市条例第20号）第5条の2の規定により休団をしたとき。

(提案理由)

消防団員の欠格事項の見直し、休団の制度の導入等に伴う所要の規定の整備を行おうとするものである。

## 財産の取得の一部変更について

財産の取得の一部を次のように変更するものとする。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

令和元年6月24日議決された奈良市議案第78号財産の取得（塵芥車5台）の契約金額中「36,720,000円」を「37,400,000円」に改める。

(参考)

契約の相手方

三徳商会

山村 信好

増 額 680,000円

## 財産の取得の一部変更について

財産の取得の一部を次のように変更するものとする。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

令和元年10月4日議決された奈良市議案第103号財産の取得（救急自動車2台）の契約金額中「47,088,000円」を「47,960,000円」に改める。

(参考)

契約の相手方            奈良市大安寺町498番地1  
                                 奈良日産自動車株式会社奈良店法人営業課  
                                 課長 池田 昌浩

増                    額                    872,000円

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

名 称	所 在 地
奈良市古市児童館	奈良市古市町1263番地
奈良市横井児童館	奈良市横井五丁目337番地の2
奈良市東之阪児童館	奈良市川上町461番地の1
奈良市大宮児童館	奈良市西之阪町5番地の1

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杉ヶ町23番地

公益財団法人奈良市生涯学習財団

理事長 西谷 忠雄

### 3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 児童館の事業の実施に関すること。
- (2) 児童館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 児童館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市高畑町600番地の1

入江泰吉記念奈良市写真美術館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 入江泰吉記念奈良市写真美術館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の駐車場の供用に関すること。
- (4) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市高畑町1083番地の1  
名勝大乘院庭園文化館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市高畑町1096番地  
株式会社奈良ホテル  
代表取締役社長 森本 昌弘

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 名勝大乘院庭園文化館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 名勝大乘院庭園文化館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 名勝大乘院庭園文化館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市脇戸町3番地

奈良市杉岡華邨書道美術館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市杉岡華邨書道美術館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市杉岡華邨書道美術館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市井上町11番地

奈良市奈良町南観光駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市西登美ヶ丘一丁目6番3号

有限会社くるみの木

取締役 石村 由喜子

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市奈良町南観光駐車場の供用に関すること。
- (2) 奈良市奈良町南観光駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市中新屋町5番地

奈良町にぎわいの家

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市中新屋町2番地の1

奈良町にぎわいの家管理共同体

代表 二十軒 起夫

### 3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良町にぎわいの家条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良町にぎわいの家の利用制限に関する事。
- (3) 奈良町にぎわいの家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市学園大和町一丁目187番地

西部公民館学園大和分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

学園三碓地区自治連合会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 西部公民館学園大和分館の事業の実施に関する事。
- (2) 西部公民館学園大和分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 西部公民館学園大和分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市高樋町640番地の1

南部公民館精華分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

■  
高樋町自治会

会長 ■

### 3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 南部公民館精華分館の事業の実施に関すること。
- (2) 南部公民館精華分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 南部公民館精華分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市東九条町318番地

南部公民館東九条分館

2 指定管理者の所在地及び名称

東九条町自治会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 南部公民館東九条分館の事業の実施に関する事。
- (2) 南部公民館東九条分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 南部公民館東九条分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市北永井町508番地の2  
南部公民館明治分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市北永井町508番地の2  
明治地区自治連合会  
会長 XXXXXXXXXX

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 南部公民館明治分館の事業の実施に関する事。
- (2) 南部公民館明治分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 南部公民館明治分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市横田町336番地の1

田原公民館横田分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称



田原地区自治連合会

会長



### 3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 田原公民館横田分館の事業の実施に関すること。
- (2) 田原公民館横田分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 田原公民館横田分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市水間町989番地の1

田原公民館水間分館

2 指定管理者の所在地及び名称

水間町自治会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 田原公民館水間分館の事業の実施に関する事。
- (2) 田原公民館水間分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 田原公民館水間分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市杣ノ川町698番地

田原公民館杣ノ川分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称



杣ノ川町自治会

会長 

### 3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 田原公民館杣ノ川分館の事業の実施に関する事。
- (2) 田原公民館杣ノ川分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 田原公民館杣ノ川分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市富雄北二丁目2番8号

富雄公民館元町分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

富雄公民館元町分館管理協議会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 富雄公民館元町分館の事業の実施に関する事。
- (2) 富雄公民館元町分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 富雄公民館元町分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市興ヶ原町349番地の1

柳生公民館興ヶ原分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

興ヶ原町自治会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館興ヶ原分館の事業の実施に関すること。
- (2) 柳生公民館興ヶ原分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 柳生公民館興ヶ原分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市丹生町847番地

柳生公民館丹生分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

丹生町自治会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館丹生分館の事業の実施に関すること。
- (2) 柳生公民館丹生分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 柳生公民館丹生分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市北野山町724番地

柳生公民館北野山分館

2 指定管理者の所在地及び名称



北野山町自治会

会長



3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館北野山分館の事業の実施に関すること。
- (2) 柳生公民館北野山分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 柳生公民館北野山分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市下狹川町3109番地の2

興東公民館狹川分館

2 指定管理者の所在地及び名称

狹川地区自治連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 興東公民館狹川分館の事業の実施に関すること。
- (2) 興東公民館狹川分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 興東公民館狹川分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市大平尾町471番地

興東公民館大平尾分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

大平尾町自治会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 興東公民館大平尾分館の事業の実施に関する事。
- (2) 興東公民館大平尾分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 興東公民館大平尾分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市西木辻町200番地の67

春日公民館西木辻分館

2 指定管理者の所在地及び名称

八軒町自治会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 春日公民館西木辻分館の事業の実施に関する事。
- (2) 春日公民館西木辻分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 春日公民館西木辻分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市大安寺四丁目4番34号

春日公民館大安寺分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市大安寺四丁目4番34号

大安寺地区自治連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 春日公民館大安寺分館の事業の実施に関する事。
- (2) 春日公民館大安寺分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 春日公民館大安寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市二名一丁目2400番地の4

二名公民館二名分館

2 指定管理者の所在地及び名称

二名地区自治協議会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 二名公民館二名分館の事業の実施に関する事。
- (2) 二名公民館二名分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 二名公民館二名分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市西登美ヶ丘五丁目3番9号

二名公民館西登美ヶ丘分館

2 指定管理者の所在地及び名称

二名公民館西登美ヶ丘分館運営協議委員会

委員長

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 二名公民館西登美ヶ丘分館の事業の実施に関する事。
- (2) 二名公民館西登美ヶ丘分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 二名公民館西登美ヶ丘分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市平松一丁目24番1号

京西公民館平松分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

平松一丁目自治会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 京西公民館平松分館の事業の実施に関すること。
- (2) 京西公民館平松分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 京西公民館平松分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市あやめ池南一丁目7番62号

伏見公民館あやめ池分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市あやめ池南一丁目7番62号

あやめ池地区自治連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 伏見公民館あやめ池分館の事業の実施に関する事。
- (2) 伏見公民館あやめ池分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 伏見公民館あやめ池分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市歌姫町1094番地

平城公民館歌姫分館

2 指定管理者の所在地及び名称

歌姫町自治会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 平城公民館歌姫分館の事業の実施に関する事。
- (2) 平城公民館歌姫分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 平城公民館歌姫分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市白毫寺町58番地の2

飛鳥公民館白毫寺分館

2 指定管理者の所在地及び名称

白毫寺町連合自治会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 飛鳥公民館白毫寺分館の事業の実施に関する事。
- (2) 飛鳥公民館白毫寺分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 飛鳥公民館白毫寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市佐紀町3089番地

都跡公民館佐紀分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市佐紀町3089番地

佐紀中町自治会

会長 XXXXXXXXXX

### 3 指定管理者の指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 都跡公民館佐紀分館の事業の実施に関する事。
- (2) 都跡公民館佐紀分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 都跡公民館佐紀分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。